

WIPSS第74回定例研究会ならびに警察政策学会研究部会（「子供を守るための地域連携研究部会」）公開研究会「子どもを守るための警察を起点とした地域連携のあり方（第2回）——学校でのいじめや校内暴力事案ならびに児童虐待事案を中心に——」開催記録

本報告は、警察政策学会研究部会「子供を守るための地域連携研究」の一環として、2020（令和2）年1月11日（土）に早稲田大学早稲田キャンパス8号館B1階107号教室にて開催された公開研究会の記録である。

なお、本報告における肩書は、全て当時のものである。

- 1 開会の挨拶
- 2 第一部 各県警本部からの報告
- 3 第二部 パネル・ディスカッション
- 4 閉会の挨拶

1 開会の挨拶

宍倉悠太 WIPSS 招聘研究員（国士舘大学法学部専任講師、早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員）：それではよろしいでしょうか。それでは、ただ今より早稲田大学社会安全政策研究所、WIPSS 第74回定例研究会ならびに警察政策学会研究部会、「子供を守るための地域連携研究部会」の公開研究会、「子どもを守るための警察を起点とした地域連携のあり方（第2回）——学校でのいじめや校内暴力事案ならびに児童虐待事案を中心に——」を開催したいと思います。

私は石川先生の下で、多機関連携に関する研究に約10年、大学院生の頃から携わってきました関係で、本日の総司会を務めることになりました、招聘研究員の宍倉と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、本日の研究会の構成です。第一部では、私たちがこの2年間で訪問をいたしました新潟、愛知、宮城、埼玉、この4つの県警からの現状報告を行っていただきます。その後、休憩を挟みまして、第二部では第一部の報告を踏まえ、機関連携をテーマとしたパネルディスカッションを行う予定でございます。何とぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは第一部の開始に先立ちまして、WIPSS の顧問であります石川正興早稲田大学名誉教

授より本日の開会のごあいさつ、および今回の企画の趣旨についてのご説明をいただきたいと思
います。石川先生、よろしくお願いたします。

石川正興 WIPSS 顧問（早稲田大学名誉教授）：改めて、先ほど紹介がありました、今、警察政
策学会の1つの研究部会として、私たちの研究活動を進めています、WIPSS のメンバーの数人の
方とチームを組んで、研究活動を行っています。その研究部会の名称は、私が考えてつくったは
ずなんだけれども、何でこんな名称にしたのかなというのが、ちょっと疑問に思っ、考えてい
たところです。「子供を守るための地域連携研究部会」という名称なんです。「子供を守るため」
と書いてあるけれども、一体これは何から守るのか、何から守っているのかを書いていなかった。

この研究部会を立ち上げる約8年か9年前に、科学技術振興機構、略してJSTという言葉を使
いますけれども、そこから多額の補助金をもらって、確か6,000万。ただし、大学に召し上げら
れるのが3割ですから、7割しか使えないということですが、それでも私たちの社会学系
の研究にとっては非常に多額のお金だったんです。そのときにつくった成果物が、こういった本
に、あそこの受付の所にございますので、後でご覧いただければと思います。

そのときのテーマは、ここにもちゃんと出ていますが、「子供を犯罪から守るための他機関連
携」です。警察政策研究部会の部会では、「犯罪から守る」という言葉は使われていないんです。
これは恐らく、私の意識の中で、その言葉を意図的に使わなかったんだと思います。

改めて補足してお話ししますと、何から守るのかというと、子供の健全育成、教育基本法、児
童福祉法、それから少年法という法律、その法律の最初のほう、冒頭の1条とか1条辺りにはそ
の法律の目的が書かれていて、いずれも「心身の健全育成」あるいは「健全育成」という言葉が
使われています。何から守るのかというと、具体的にはいろんなものがあるんだけど、それ
をまとめて言った場合には、「少年の健全育成を阻害するような事態から子供を守る」というこ
となんだと、補足したいと思います。

そういった事態はいろいろあるわけですが、今回わずか3時間ちょっとの研究会ですから、総
括的にやってしまうと散漫になってしまいますので、その中でも家庭における児童虐待、それか
ら学校におけるいじめ、場合によっては学校内の生徒間の暴力沙汰なんてこともあるかもしれま
せんが、そういったものから子供を守るための機関連携ということに焦点を絞って、話を進めて
いただきたいというふうに思っています。

子供を健全育成する責務というのは、まずもって家庭にあると思います。私の子供はそれぞれ
結婚して、家を飛び立っていきました。姉のほうは孫ができて、改めて小さい子供を間近で見て
いるんですが、「子供を育てるということはこんなふうなことだったかな」と、改めて復習しな

がら新たに学び直している状況です。

本当に人間というのは大変なもので、人間の両親を持って生まれてきたからだといって、人間になるわけじゃない。人間が人間になるためには、人間によって肯定的に人間の文化を伝えられなければならない。遺伝子だけじゃ人間になれない、こんなことはボルトマンという人が、『人間生理的早産説』という本の中で書いていましたけれども、そういうことがいわれています。

肯定的な学習ということの中で、一番大事なものは家庭だと思います。大概の家庭は、子供を健全に育成していくことを願っているし、実際にそれを果たしている。だから、他の所があまりしゃしゃり出てくる必要はない。しかし、中には不幸なことに親が子供を虐待するというような事態が起こってきてしまう。今は、「法は家庭に入るべからず」なんていうことわざがあるようです。そう簡単に入っちゃいかんというようなことになっていますし、また、密室の中で行われたものを発見するのはなかなか容易じゃない。そういったことで大事になってしまうような事態があるわけですけれども、児童福祉司の専門集団と、児童相談所が一通り出てきますけれども、児童相談所だけでこの問題が解決できるかという、決してそうじゃない。児童虐待のいろんな背景を考えていくと、児童福祉司の専門集団だけでは捉えきれないような複雑な事態があります。また、児童虐待が犯罪に該当するような場合ですと、これは犯罪に対処する責任を負わされている機関が別途設けられていますから、僕たちが、警察とか警察機関、裁判所とかそういったのがありますが、こういった所の仕事になります。

これらが全て縦割りの行政組織で担われています。しかし、われわれ人間というのは縦割りで分断されるような存在じゃなくて、縦で割ったものを足したら人間になるかといったら人間になるわけじゃありません。そもそも全体を捉えるためには、それなりの対応をしていかなくちゃいけないということになって、縦割りの組織で、分業体制を敷いて対応していくというのは、どの世界でも大事なことなんだけれども、これを補正するための仕組みというのを考えなくちゃいけない。

そこで盛んにいわれだしているのが、横割り型の機関連携という在り方です。今、いろんな所で機関連携のことが話題になってきて、今、そういった意味では、はやりの1つなのかもしれません。私たちが十数年前にこの問題を取り上げたときにも、かなり横割り型の問題連携がなされてきました。けれども、こういった形で1冊の本になるぐらいの研究というのは、そうたくさんあったわけじゃありません。私もこの問題を始めて、この研究に携わって勉強するようになって、いろいろ学ばせていただきました。

今日は特に警察を起点とした横の連携の在り方について、4つの県警本部からの報告を基にシンポジウムを行うということになります。その中に、聞き慣れない言葉などが多々出てくる可能

性がございます。ここから先は PR になるんですが、この本をご覧いただくと、一番後ろに用語解説という欄があって、機関連携の問題を学ぶ際に必要な用語が、それぞれの専門家によって解説されています。

もし、今日話を聞いて、さらに勉強されたいという方は、あそこに 50 冊ほど置いてございますのでお買い求めいただく。ただ、先ほど申し上げたように、これはもう既に十数年前のものですから。私はこの 4 つの都市を訪問して、お話を伺って、いろんな所でいろんな取り組みがされているんだと。ここはあまり目立たなくて何もやっていないと思ったら、そんなことはないというので、どこへ行っても新発見がありました。そういった意味では、この 2 年間に限ってですけれども、2 年間の中でも最新の情報が含まれています。

それから、今日お越しになっている中でも、新潟は一昨年に行っているんです。それからするともう 1 年、あるいは 2 年がたっているものですから、私どもが調べたところよりもさらに新しいものが導入されている可能性があります。そういった意味では、私も今日は新発見で、あそこへ行って、寝ないでしっかりお話をお伺いしたいと思っています。

あと、本来は主催者である責任者、棚村先生という方が所長をやっていますので、彼が最後の締めあいさつということなのですが、彼は他に用事ができてしまったということで、もう一度私がしゃべる機会が再度訪れますから、言い足りなかったところはそのときにまたお話ししますので、ぜひそれを期待して、最後まで今日はお付き合いいただければありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

2 第一部 各県警本部からの報告

宍倉：それでは、これから各県警よりご報告を頂きたいと思います。順番は私たちが訪問した新潟県、愛知県、宮城県、埼玉県の順でお願いいたします。

初めに新潟県です。私たちは約 2 年前の 2018 年 2 月に訪問させていただきました。

私たちが訪問した際には、全国初となる「いじめ対策係」が少年課内に設置されたこと、それと同時に県教育委員会内に「いじめ対策生徒指導支援室」も設置されたことを伺いました。いずれも活発な人事交流を含めた連携体制でいじめへの対応を行っていたことが印象的でした。

今回ご報告していただきますのは、新潟県警察本部生活安全部少年課課長補佐の金子孝子さんです。よろしく願いいたします。

なお今日は、警察官として少年サポートセンターに所属の方と、少年補導職員ではありますが

本部少年課に所属の方もいらっしゃいます。その違いなどについては、第二部で江崎先生のほうから、警察の組織なども含め改めてご紹介をいただきます。

では、よろしく願いいたします。

【新潟県警からの報告】

金子孝子（新潟県警察本部生活安全部少年課課長補佐）：皆さん、こんにちは。新潟県の警察本部少年課から参りました金子と申します。今日は、新幹線に乗って新潟からこちらに来たんですけれども、新幹線に乗った直後、「今日の会議はどうなるんだろう。ちゃんと話ができるんだろうか」とすごく不安で、準備もあまりできなかったこともあって、どうしようかという気持ちがすごく強かったです。

でも、この会は何のためにあるんだっけと、その目的を改めて考え、これは子供たちのためにあるんだと思った瞬間に、私の中で、「大事なことを見失っていたな。申し訳なかったな」という思いが湧いたんです。今日の会議に参加するに当たって、私は自分のことしか考えていなかったんですよ。うまく言えなかったらどうしようとか、恥ずかしいことになったらどうしようとか、そんなことばかり考えていたんです。本来の目的、子供たちのためにこの会があって、それを一生懸命考えてくださる皆さんとこうして一緒に空間にいられるんだ、その目的を達するために私はここに来るんだ、と思ったときに、何となく力が湧いた気がしました。

本当はこんな話をするつもりはなかったんですが、改めて私の今日の役割、使命を自分の中で確認する意味で、言いたくなかったので、今ここでお話をさせてもらいました。

まず、私の身分なんですが、警察官ではありません。一般職員です。その中で、職名は少年警察補導員、新潟県はこういう名称です。いわゆる警察の補導職員です。

私はこの職に就いてから 30 年がたちました。主に現場で、子供たちとか親御さんと一緒になって、いろいろやってきた現場人間です。今、本部のデスクに来て 2 年がたつんですが、なかなか分からないことがいっぱいあります。得意分野はいいんですが、それ以外のところで不安もあるんですが、何かしら皆さんのお役に立てればいいなと思ってここに立っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、レジュメに沿って説明をさせていただきたいと思います。新潟県警察本部少年課と書いてあるレジュメになります。

1 番目の「少年課の組織について」です。右側に組織のイメージの図が描いてあります。楯円（だえん）が 5 つあるんですけれども、上の 3 つが企画・指導係、補導係、少年特捜係というも

ので、これは名称は違うと思うんですけども、他の県警でもあるような係だと思えます。この下の2つ、少年サポートセンターといじめ対策係が新潟県の特徴的なものだと思いますので、これについて説明をさせていただきます。

まず、「(1) 少年サポートセンター」です。平成11年5月、民間ビル内に開設とあります。サポートセンターは県内に3カ所あるんですが、新潟のセンターが第1号として民間ビルの中に開設しました。全国に先駆けて民間ビルに開設したということで、当時は他県から視察の方々が来られたり、開所式のときに警察庁の少年課長が激励に来てくださったり、ちょっと話題にもなりました。

それから4年がたって、平成15年5月には長岡と上越のセンターが同時に開設されました。これもやはり民間の施設に開設したんですね。長岡のセンターはJR長岡駅の中にあります。長岡駅というのは、新幹線も止まるかなり大きな駅なんですけど、駅ビルの中にサポートセンターがあるんです。上越は同じく、民間のビルの中に立ち上げました。ここでこの3つのセンターの、県下全域を網羅する体制が出来上がってきて、ここから少年補導職員の集中運用が本格的に始まりました。

その後、新潟センターと上越センターを移転しまして、新潟センターは現在、県の施設に入っています。他に入っている団体・機関は、精神保健福祉センターと、被害者支援センター、臨床心理士会の事務局、いのちの電話の事務局等です。

それから、上越センターなんですけれども、平成27年3月に上越警察署の中に入りました。民間ビルから警察署の生活安全課の中に入りまして、職員は少年課員という身分と上越警察署員という身分と兼務しているような状況で勤務をしております。実はこの上越センターは最近また外の施設に出られるような話が出てきました。実現するかどうかはまだ分からないんですけども、現在そちらに動き出しているというような状況です。

以上が少年サポートセンターの説明になります。

次に、「(2) いじめ対策係」です。平成29年4月に、少年課の中に発足しました。この体制は、警部が1名、警部補が1名の配置になっておりまして、実働部隊として県下をくまなく活動しているような状態です。発足した背景ですが、前年にいじめに関する重大な事案が県内で連続発生しました。例えば、いじめを受けていた男子高校生が列車に飛び込み自殺を図った、また、原発事故で避難中の中学生が菌と呼ばれたというような事案がありました。その他にも傷害事件などが発生したということで、このいじめ対策係が少年課の中に発足されたわけです。

これは全国初です。いじめを専門に対応する係が警察の中にあるというのは、他県にはまだな

いのではないかと思います。実際には学校や教育委員会と連携して、いじめ事案の対応や、未然防止対策をしています。特に未然防止に力を注いでおり、学校へ行って、生徒・児童に対して、いじめ防止を呼び掛けるとか、最近では TT 方式といって、先生とチームを組んで一緒に子供たちに関わる、参加型のいじめ防止教室等を行っています。

あとは、キャラバン隊として教育、これは県の教育委員会が主体となっているんですけども、そこに参加させてもらって、個人のサポーターですとか協賛する民間団体なんかと一緒に、各学校を回って、それぞれの立場からいじめ防止を呼び掛けるといったような活動を一生懸命やっています。これらもだいぶ効果があると、子供たちのアンケートからも実感しているところであります。

次は、2 番目の「最近の少年非行の現状と傾向」です。まず、「(1) 刑法犯少年」ですが、平成 30 年中は 326 人が検挙されています。前年比マイナス 45 人、マイナス 12.1%となります。これは平成 30 年の数値になっていますが、去年も同じような感じで、減少傾向にあります。10 年前の数に比べると、約 4 分の 1 に減少しているという状況になります。

次に、「(2) 特別法犯少年」ですが、平成 30 年中は 69 人、前年比プラス 19 人、プラス 38.0%です。特別法犯は増加しています。増加の要因なんですけれども、児童ポルノ法違反、あとは大麻取締法違反が増加しています。児童ポルノというのは、児童が自らわいせつな画像を撮って、SNS なんかに掲載するという行為で、検挙される対象になるということです。あと、大麻です。若い人に広がっているような状況が見受けられるということです。それらを反映して、統計的にも表れているような状況になります。

次に 3 番目、「少年サポートセンターの活動状況」ということなんですけれども、今、少年課の組織の中で、少年サポートセンターといじめ対策係は、少年の非行を防止することにごく力を注いでいるのですが、特に、少年サポートセンターは以前から非行防止に一生懸命取り組んできました。

サポートセンターができる前も、少年警察補導員の制度は新潟県では昭和 45 年からあります。私たちの先輩方は、そのころから子供たちのために一生懸命、地道に少年の立ち直りに尽力をしてこられました。そこから少年サポートセンターという専門の機関ができて、私たちはそこで特化した活動ができるようになったんですけれども、これも先輩方が本当に積み重ねてくれたおかげだと思って、感謝しながら勤務しています。

そんなサポートセンターの主な活動内容としては、まず少年相談です。それから継続補導、継続支援活動、それと非行防止教室、薬物乱用防止教室などの広報啓発活動があります。新潟で特徴として挙げられるのは、継続補導と継続支援です。長い間、関わり、2 年、3 年ぐらいかかるこ

ともあります。というのも、入り口として入った問題行動がなくなったとしても、果たしてこの子はこれからの人生を問題なく歩めるのかということ、なかなかそうはいかないので、本当の意味で立ち直るまで、ある程度安心できるまでサポートセンターが関わるんです。なので、どうしても長くなっている状況になっています。

次に、「(2) 相談の現状、傾向」です。最近多い相談内容としては、金品持ち出しとか家庭内暴力です。家庭内トラブルということで110番通報があります。親御さんが通報する場合もあるし、子供自身が通報してくる場合もある。その理由としては、インターネットの問題がかなり大きくなっております。オンラインゲームなんかをすごくやって、課金をするために、子供はお金がないものですから、家の中のお金を持ち出す、あるいは家族のカードを勝手に使って課金をする。

そして、ネットに依存、ずっとゲームをする。手からスマホ等を離さないような状況で、親がそれを注意する、取り上げる。それに反発して子供が暴れる、そういうような構図がここ最近本当に多いです。

それから、相談の傾向としては、学校関係者からの相談が増えています。今までは親御さんからの相談が多かったんですが、最近は親御さんというよりも学校の先生方のほうが問題視してくださって、「こういう家庭があるんだけど、どうしたらいいだろうか。」というような相談が増えています。これも見方を変えれば、親御さんのほうがあまり相談に積極的ではないというような状況が挙げられます。

次に、「(3) 立ち直し支援の現状、傾向」です。最近の少年の特徴として挙げられるのは、体感ですけども、何となく分かりにくい子が増えている印象があります。受け答えが奇妙な感じ。本気で言っているのか、それとも建前なのか、強がりと言っているのか、よく分からない感じ。例えば、お母さんのことを聞くと、「お母さんは優しい」と言う。どう考えても状況的に優しいお母さんではないんですが、真顔で言う。それが本当にそう思っているのか分からない。そういう、ちょっと認知の仕方に偏りがあるといたしますか、いろんな方面から見られないような、柔軟性のないような子供に対し、どう対応していけばいいかなと迷うところがあります。

それから、保護者でなかなか協力してくださらない方が増えている気がします。「私はサポートセンターに関わる必要はありません」「子供が行きたいなら、どうぞ」というふうな。自ら何とかしようという気持ちになかなか持てないような親御さんが増えているようです。

最後になりますが、「他機関、部内との連携」ということで、お話しさせていただきます。実際に、他機関との連携を取っています。教育関係、保健・医療、福祉のほか、司法・矯正分野も

あります。家庭裁判所，少年院，鑑別所等です。

それから，部内との連携ですが，警察で委嘱し協力をしてくださる民間の方々として，少年警察ボランティアや学生ボランティアがいます。スクールサポーターもおります。一方で，一番理解してもらって協力してもらわなきゃいけない警察署，警察官との連携がちょっと課題になっているんです。というのは，特に新潟県はサポートセンターは警察施設外にあり，離れて活動しているものですから，なかなかそこら辺が難しい。「サポートセンターは何をやっているのか分からない」とか，立ち直り支援のための農業体験活動なんかも意味があるのかとか，あるいは，そんなに長くやっても良くなっていないじゃないとか，そういう辛辣な言葉をもらったりすることもあります。

でも，仕方ないと思うんです。警察署というのは，いろんな事案が起こったらすぐに対応しなくてはならない，いわゆる火消しの役割があります。一方，サポートセンターはじっくりゆっくりと子供たちや親御さんに寄り添って改善を図っていく所なので，きつともどかしいんでしょうね。そこら辺でなかなか理解してもらえないところもありますが，サポートセンターはめげずに頑張っております。

新潟県の状況をざっと説明させていただきました。お時間も来ましたので，以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

穴倉：金子さん，ありがとうございました。2年前に訪問したときのことを少し思い出してまいりました。

続きまして，今度は愛知県からご報告をいただきたいと思います。ご報告者は，愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポート係，課長補佐の内藤慎二さんです。

私たちは1年半前，2018年8月に訪問させていただきましたが，その際には，愛知県健康福祉部との間で「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」が締結され，県が管轄する児相の児童虐待情報の全てを県警に提供できる仕組みができたということ，こうした全件通報の取組は愛知県が三県目であることを伺いました。

【愛知県警からの報告】

内藤慎二（愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポート係，課長補佐）：皆さん，こんにちは。ただ今ご紹介いただきました，愛知県警察本部少年課，内藤と申します。今日は東京へ呼んでいただいてありがとうございます。田舎者の私としては，大変舞い上がっております。お聞き苦しい点があるかと思いますが，よろしく願いいたします。

まず、愛知県の情勢についてご説明をさせていただきたいと思います。大学の方からお配りしていただいた資料なんですけれども、一番上に「刑法犯の認知、検挙状況推移」というのがあります。左側がいわゆる刑法犯認知件数という数でございます。

これを見ていただきますと、平成14年をピークにしまして、ずっと右肩下がりの状態でございます。毎年、刑法犯認知件数が戦後最低を更新しているという状況でございます。もうすぐ発表があるかと思いますが、多分今年も戦後最低を更新するであろうと思われております。いわゆる警察が認知する犯罪が少なくなっている、大変喜ばしい状況でございます。

愛知県における少年非行はどうなのかといいますと、いわゆる非行少年、先ほども金子様からありましたように、刑法を犯した少年、刑法犯少年というんですけれども、そういった少年の数が、暫定値でございますが昨年は1,500人ぐらいです。1,500人は多いと思われていると思いますが、昨年に比べますと300人以上減っております。その前年も減っております。これもやはり全国の刑法犯認知件数と同じように、どんどんと右肩下がりで下がっております。記録のある昭和26年以降、最低を更新し続けております。刑法を犯す少年が少なくなっている。これも大変喜ばしいことであると思えます。

そして、不良行為少年というのがあります。簡単に言いますと、少年補導職員さんや警察官に、路上でタバコを吸っているとか、深夜徘徊（はいかい）しているところを補導される少年です。少年補導される少年は、愛知県では2万6,000人ぐらい。これも前年に比べて1,000人以上減少しております。不良行為少年として少年補導される少年もどんどん減っております。

皆さん、どうですか。愛知県だけかもしれませんが、今どき金髪でコンビニの前で座ってタバコを吸っている子を見たことがありますか。ないですね。もう絶滅危惧種といわれています。なかなか見つけるのが難しいです。ボランティアさんの少年補導委員さん、もしくは少年指導委員さんに合同補導をお願いするんですが、なかなか声を掛ける少年がいないというのが悩みの種です。ボランティアをしようという気持ちはあるんですけれども、なかなかそういった少年が見つけられないという現状があります。

愛知県だけでなく、多分全国的な状況だと思いますが、そういった刑法犯少年、不良行為少年が減っている中で、減っていないものがあります。お手元の資料でグラフにしておりますけれども、性被害を受けた児童というのが高止まりの状態、なかなか減っておりません。犯罪が減れば被害者が減ると思うんですけれども、性被害を受けた児童に関しては減少傾向にはありません。

その原因の1つとして、SNSを始めとしたインターネットを介した性被害が減らないんです。

いわゆるパパ活や援助交際を求めるような書き込みが氾濫しております。私のようなガラケーじゃなく、スマホを持っている方で、特にTwitterで、「#パパ活」もしくは「援」と打ちますと、結構な数が出てきます。このような書き込みをしている少年が結構います。大人がTwitterなどでこういう書き込みを見つけて、いわゆるダイレクトメール、DMと書いてある欄があります。ここを押すと、その子と直接メールのやりとりができる。そして、会う算段、お金のやりとりなんかができるそうです。こういったことによって、知らない男、大人と接触をして、デートしてお金をもらう、援助交際をしてお金をもらうというのが、今の高校生は当たり前になりつつあるそうです。いわゆるパパ活、お金をもらってデートをするだけという少年を以前補導したときに、「今の学校の女の子の間では普通だよ」と言われてショックを受けました。今、95%以上の高校生がスマホを使っている中で、TwitterなどのSNSを使った性被害が減っていないという現状があります。

こういった状況において、愛知県警の性被害を受けた少年の立ち直り支援の施策について、特徴的なものについてご説明させていただけたらと思います。まず、性被害といいますと、皆さんは強制性交ですとか強制わいせつを思い浮かべられる方が多いと思います。いわゆる、帰る途中に襲われてという、そういった性被害とは一線を画します。そういった突然の性被害を受けた、強制わいせつを受けた被害者に関しては、警察の犯罪被害者支援が受けられます。

今ここでご説明する性被害は福祉犯、児童買春ですとか児童に淫行をさせるような行為、少年の心身に有害な影響を与える福祉を害する犯罪で、警察庁長官が指定するもの、これについては児童ポルノも含まれます。SNSに書き込みをしたことによって性被害にあった子、もしくは児童ポルノの被害者になった子については、犯罪被害者支援の中には含まれておらず、支援が受けられていないという状況がありました。

その状況において、同じ被害にあったのに、なぜ支援が受けられないのかと考えました。確かにこういった書き込みをすることによって被害を受けるということは、自分から行っているんじゃないか、売春婦じゃないかという考えが、一般の方にもありますし、警察の中にもあります。ですが、私たち少年課の中では、確かにこういった書き込みをする少年にも落ち度があります。しかし、お金を出してそれを買うのは大人なんです。いい大人が、自分の子供ぐらいの子供に、お金を出して性行為を求める。これは大人に非があると考えています。ですが、そういう被害に遭った子については支援がされなかった。

じゃあ、どうやったら支援ができるかと考えたときに、「(1)性病検査」を平成30年4月から始めました。この性病検査というのは無償でございます。そういった被害に遭った子を認知し

たときに、親御さんですとか本人の了解を得られたときに、愛知県内において指定された3つの病院で性病検査を無償です。この性病検査は5つの項目を検査をいたします。

令和元年中に受診した子供は25人おりました。25人中、性病で陽性と診断された子が5名、約20%でした。その前年の平成30年中は、22名中8名、36.4%、平均しますと3割近くが何らかの性病に罹患していたということが分かりました。こういった子供たちについては、検査は無償ですけれども、その後の治療については健康保険を使いますので、何割かの自費負担で、健康被害を取り戻すために通院して病気を治すということになっております。

この無償性病検査なんですけれども、裏の話をしますと、平成30年4月から始めたかったんですが、県の予算が獲得していませんでした。費用は1人当たり1万5,000円かかる、どこから捻出するか。それで泣きついたのが愛知県の少年補導委員会ですとか少年指導員連絡協議会のボランティアの方々に資金提供をお願いいたしました。ボランティア団体の中でもいろいろな議論があったんですが、何とかご理解をいただきまして、子供たちに性病検査を受けさせることができました。令和元年度は愛知県から何とか予算が出まして、県予算で検査を受けることができるようになりました。

続きまして、「産婦人科医等によるカウンセリング」、これも同時期から実施いたしました。この対象は、何度も性被害を受ける少年ですとか、家庭内に問題があって性被害を受ける少年について、3つの病院の産婦人科医によるカウンセリングを受けていただくという内容でございます。これについては、令和元年中は20人の子供が受診しております。

この施策でございますが、カウンセリングは、少年の健康被害を早期に取り戻す、早期に発見するというのも重要ではあると思うんですけれども、プロの医師、産婦人科医と直接面談して、自らの行為を冷静に振り返るようにカウンセリングをして、再被害防止につながるなど、被害少年を支援する効果的な施策と考えております。

この施策は、私たち警察官が「こんなことをやっちゃ駄目だよ」と言うのと、現場でいろんな性病だとか被害に遭った子たちを見ている先生から直接指導されるのではやっぱり違うと思います。やはり、こういった被害のあった少年は、お母さんからそう言われても、警察官から言われても、なかなか分かってもらえない、理解していただけないところが多いと思います。しかしながら、こういう産婦人科のプロに連携していただいて、プロからこういった説明をしていただく。こういう例があるんだよと事例に基づいた話をしていただくという支援を行っております。

これに関連いたしまして、3つ目の性教育、インターネット教育セミナーというのでもら開催しております。これは先ほどの産婦人科医、もしくは看護師とかによる性病・性に関する教育セ

ミナー、それから、兵庫県立大学の准教授によるインターネットリテラシーのセミナーを同時開催して、性被害を受けた子も、それに至らない性被害を受けていない子でも受けられるようなセミナーになっております。

私は五十数年生きておりますけれども、このセミナーを初めて聞いたときに、生まれて初めてまともな性教育を受けたと思いました。今の学校教育をとにかく言う気は毛頭ないんですけども、いまだに性の話については「寝た子を起こすな」というところが結構多いみたいです。JKビジネスのアンケートを採りたいと行政をお願いをしたら、やはり寝た子を起こすなということで断られた経験もあります。

しかしながら、兵庫県立大学の准教授に言わせると、「今の子なんかは寝てないよ。ちゃんと起きているよ。起きて、インターネットから間違った知識を得ているんだよ。インターネットリテラシーについては各県警がやっているんですけども、性教育を警察がやるというのは全国でもなかなかないよ」というお言葉をいただきました。

このセミナーの特徴は、児童だけではなくて保護者の方も一緒に受けていただいております。令和元年につきましては、児童数が33人、保護者については32人に受講していただいております。産婦人科医ばかりでは代わり映えがしませんので、YouTubeで性教育をしているユーチューバーのシオリヌという方にも来ていただきました。その方はいろんな方とコラボして性教育をしている方ですので、話が面白くて、大変聞きやすいいいセミナーだったと自負しております。

あと、最後になりますけれども、「少年鑑別所との協定による心理検査」、これにつきましては、宮城県警さんとか他にいろんな県警さんが、もう既に協定を結んでおります。鑑別所との連携は早稲田大学の石川先生の発案だという話を先ほどお伺いしたんですけども、皆さん少年鑑別所と聞きますと、「どうい所だ、刑務所の延長じゃないか」と考えている方がお見えになるかもしれません。鑑別所は非行を犯した少年たちが収容されて、心理検査の結果とか生活態度等を見て、鑑別所の職員と家庭裁判所の調査官が、この子にとって一番いい処遇方法は何だろうかというのを探るところです。

確かに刑務所のように自由に外出できない所ではございますけれども、検査とか運動ですとか、いろいろなことができるようになっております。そういった少年鑑別所と協定を結びまして、問題行動の背景に心理的な要因があるのではないかという子供に対して、無償で心理検査、それから親御さんを含めた面接をいただいております。普通は鑑別所に収容されないとそういうことができないんですけども、協定を結んで連携したことにより鑑別所に収容されていない少年も検査や面接を受けることができるようになり、昨年は1名の心理検査をいただきました。

その心理検査を実施した子供については、自分の裸の写真を送る、インターネットで知り合った男との性行為をなかなかやめない少年、女の子なんですけれども、その背景には何があるのかと探っていただいたときに、鑑別所のほうからいただいた答えは、この子だけじゃなくて親御さん、お母さんがなかなか恵まれない家庭で育った方で、子供にどう接していいか分からない、だから親子関係がうまくいっていない。だから、その子は自分が何かをして大人に満足してもらえる方法が何かと考えて、行き着いたのが自分の裸の写真を送ったり、相手と性行為をしたりすることによって、相手が喜んでくれる、そういう傾向があるというご指摘をいただきました。

やはり、個別に「いけないよ」と言うだけではなかなか効果的は指導できません。だから、その少年に合った指導方法というのを、鑑別所の方から科学的な見地に基づいて提案していただき継続的に関わっていくことにより、この子がいい方向にいくんじゃないかと思っています。

簡単にご説明いたしましたけれども、愛知県ではこういった連携をしております。児童虐待等につきましては、第二部の方でご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

宍倉：内藤さん、どうもありがとうございました。続きまして、今度は宮城県から、宮城県警察本部生活安全部少年課、少年サポートセンターせんだい所長の石原智子さんよりご報告をいただきたいと思います。私たちは2019年2月に訪問させていただきました。

私たちが宮城県を訪問した際に印象に残ったのはスクールサポーターの運用です。宮城では、元警察職員と元教員で構成されるスクールサポーターが、学校長からの派遣要請に応じて二人一組のペアで派遣され、一定期間学校に常駐するということでした。また、仙台市教育局から少年課に派遣された指導主事が、その派遣に当たり積極的な役割を担っているということも伺いました。さらにもう一つ、立ち直り支援に関して、少年鑑別所と協定を結び連携をしているというお話も印象的でした。

それではよろしく願いいたします。

【宮城県警からの報告】

石原智子（宮城県警察本部生活安全部少年課、少年サポートセンターせんだい所長）：私は、昨年の3月に宮城県警を定年退職し、再雇用で少年サポートセンターせんだいの所長を務めております。よろしく申し上げます。

少年を守るための警察を起点とした地域連携のあり方について、お話が進んでおりますので、私は「警察と学校との連携について」報告させていただきます。

愛知県警からもお話がありました。最近には心にパワーのある、分かりやすい非行傾向少年、いわゆるヤンキーが減少し、心にパワーがない、愛情を受けていない、自尊心も低い、分かりにくい少年が増えているように感じます。

その状況はスクールサポーターからの報告にも表れております。意図的に他人に迷惑や危害を及ぼす、例えば暴走族とか窃盗、喫煙、飲酒、家出といったような反社会的な行為は減少しておりますが、社会的立場から意図せず乖離することで、周囲に悪影響を与えてしまうような、不登校、引きこもり等の非社会的行動が増加していると言われております。

また、自由、個性を間違えて捉え、自己中心的な考えを持つ保護者も増加し、その対応で学校等は疲弊しているように見受けられます。そのため、昨今の少年に対し、自分がしたことに向き合わせ、反省させ、成長させる機会を失っているように思われます。

さらに、発達障害や家庭環境、成育歴等の二次的要因が加わり、話が全く通じず、反省を促すことが難しく、問題行動への対応が学校だけでは困難な少年とその保護者も増加傾向にあると思われまます。

このような状況から、関係機関の連携が必要であることがお分かりいただけると思います。

それでは、学校と警察との連携の一つであります「スクールサポーター制度について」説明させていただきます。平成 19 年 4 月、宮城県警は埼玉県警をモデルにして運用開始されました。退職警察職員及び教員からなる非常勤職員が、学校長からの派遣要請に応じて、学校に常駐し、学校関係者と連携を図りながら、児童生徒の問題行動への対応や非行防止対策等を継続的に支援する活動を行っています。

学校長は、市町村教育委員会、管轄警察署を経由し、警察本部少年課長にスクールサポーターの派遣を要請します。派遣要請を受けた少年課長は、当該学校及び当該学校を所管する教育委員会、県教育庁、管轄警察署と協議し、派遣を判断します。派遣が決定した場合は、少年課長から警察署を通じ、当該学校等に通知します。スクールサポーターは、派遣前に、当該学校の関係者と十分協議を行い、学校関係者の理解と協力の下、派遣されることとなります。派遣後は、非行防止対策の進捗状況等を検証するため、学校関係者とワーキング会議をその都度開催し効果的な活動を行います。具体的活動としては、児童生徒、保護者に対する指導、助言及び相談への対応や、教職員との緊密な連携による児童生徒の問題行動への対応、犯罪被害防止教室、非行防止教室等の開催支援、教職員との校外の巡回指導、保護者及び防犯ボランティアとの通学路の安全パトロール等が上げられます。

現在、スクールサポーターは元警察官 11 名、元教員 3 名の計 14 名体制ですが、原則 1 校 2 名

で派遣しております。派遣期間は1か月程度ですが、延長もあります。平成30年度は、小学校9校、中学校14校、高校2校の合計25校に派遣しております。最近の派遣要請の傾向としましては、中学生の不良グループ化や非行事案が減少しているものの、問題が無くなったわけではなく質が変化していること、また、発達障害を抱える児童生徒の問題行動が多く、なかなか指導が通じないこと、さらに、小学校の指導困難学級の増加で、授業妨害、暴言、暴力行為への対応が多くなっていることがあげられます。

これからのスクールサポーターに求められていることは、児童生徒の問題行動への対応、いじめや人間関係トラブルの未然防止・早期発見、見守り活動による児童生徒への安心感の提供、心配な児童生徒へ「心のエネルギー」を高める声かけ、教員が把握していない人間関係や家庭環境の悩み等に関する情報の橋渡し、小学校の指導困難学級への対応支援等が考えられます。

ここで、派遣事例を御紹介します。小学校6年生の男児1名、女児1名が、授業離脱、妨害を繰り返し、学級崩壊したうえ、指導に苦慮した担任教諭が病休中の学校へ男女1組のスクールサポーターを派遣しました。スクールサポーターから「なかなか改善されない」と報告を受けていたので、私も学校を訪問しました。授業中の時間帯でしたが、児童2名は外で水遊びに夢中でした。私たちが校長室で情報交換をしていたところ、児童2名が水でぬれた姿でノックもせず突然入って来て、ソファに飛び乗り暴れ放題でした。残念ながら、校長先生は「お客さんがいますよ。」とか「やめなさい。」と児童を注意することはありませんでした。校長室の隅には児童のものと思われるランドセル2コが放り投げた状態でありました。

ある日、この児童2名が授業中の教室にドッジボールを持って入ろうとしました。児童2名には補助教員1名ずつついていましたが、教員2人は注意しません。居合わせた女性スクールサポーターが「教室にボールを持って入ってはいけません。教室に入るならボールを置いて入りなさい。」と注意したところ、女児が女性サポーターのほほを平手打ちしました。女性サポーターは、すかさず児童2名の胸を両手でつかみ、「やめなさい。大人をなめるんじゃない。」と言いながら、廊下の壁に押し当て制止させました。離れたところにいた男性サポーターも女性サポーターの声を聞いてかけつけ、児童を指導しました。

児童は、毅然とした指導を受けたのが初めてだったのででしょうか。以来、サポーターの指導を聞くようになり、進んで学習にも取り組み、生活態度も落ち着きました。

派遣最終日、女性サポーターは大学ノートで英単語の練習帳を作り、児童に渡しました。その練習帳の最終ページには「最後のページまで頑張れたかな。ちゃんが一生懸命頑張っている姿を見て、とても感心しました。中学校になって英語に困らないようにと、たくさん単語を用意しま

した。頑張ったちゃんが大好きです。中学校に行ってもやけを起こさず頑張ってね。」と記載してありました。

後日、児童からサポーターの元に、その大学ノートが戻ってきました。裏表紙に「英語のノート、終わったよ。最後のページ読んだ。これからは、中学校に入ってもサポーターが教えてくれたことは一生忘れません。サポーターがいなくなった後に、勉強、友達の大切さがよく分かりました。最後のとき、手紙を渡せなかったのは書くのが恥ずかしかった。けど、今は違う。サポーターが教えてくれたから。友達といえて楽しいし、勉強も頑張れた。サポーターの良いところは、ほとんどの先生は『勉強をやりなさい。』と厳しく言うだけだった。サポーターは違った。『息抜きしたいときは息抜きをして、自分がやれるときに頑張ってやりなさい。』とさせてくれた。そこから私はなんとか頑張れた。仕事のことだけでも大変なのに、私たち2人にも優しく声を掛けてくれて、ありがとう。とても感謝しています。私たちは違う学校に行っちゃうけど、頑張るね。一生懸命やるときに、ものすごくよく教えてもらったと、今になって感じたよ。優しく教えてくれたサポーターが大好き。これからも心の中にいると信じ、一生懸命に頑張ります。半年間、いろいろとありがとう。」と児童からのメッセージが書いてありました。サポーターが児童に寄り添って支援した結果、両者の間に信頼関係が構築できたのだと思います。

学校現場の先生方は疲弊していますが、教員 OB や警察官 OB には心に余裕がありますので、児童に対しても余裕を持って接することができます。

続いて、少年サポートセンターせんだいについて御紹介させていただきます。

サポートセンターは、非行や犯罪被害などの問題を抱える少年の立ち直りを支援する機関です。少年相談や街頭補導等を介して問題を抱える少年を早期に発見し、継続補導や立ち直り支援、被害少年への支援により体験活動を行い少年の居場所づくりを行っています。

学校や家庭に居場所を見つけれない少年の大半は、自己肯定感やコミュニケーション能力が低いと言われております。

そのような少年に居場所を提供することは、警察だけでは難しく、地域に根ざしている少年警察ボランティアの皆さんのお力をお借りしなければできません。幸い、宮城県内には、550人の少年補導員のほか、大学生による少年健全育成ボランティア「ボラリス宮城」50人の併せて600人の少年警察ボランティアがおります。農業体験、座禅会・法話、学習支援、手芸教室、クリスマス、おひなさま等一人一人の少年に寄り添った活動を行っています。

昨年の夏休みには、立ち直り支援中の少年を一堂に集めたイベントを企画しました。もちろん、集団での活動が可能な少年だけを集めました。サポートセンターを中心として補導職員のほか、

スクールサポーター，少年補導員，大学生ボランティア等の皆さんに御協力をいただきました。

はじめに，じゃんけんゲーム等体を動かすゲームにより，少年を班長として，スクールサポーターやボランティアを班員とする班を編制しました。

進行は，少年課に派遣されております教員にお任せしました。

班編制ができたところで，班対抗の「健全育成かるた大会」を行いました。班対抗なので，班員が打ち解けあい，大いに盛り上がりました

健全育成かるたというのは，「あ」から「わ」まで，「あいさつは明るく元気にはっきりと」「うそつきは泥棒の始まり」，最後の「わ」は「私たちのまちは私たちが守ります」というように，全て健全育成の文言から出来ており，大学生のボランティアが作成したものです。

かるた大会後，少年たちは，ブーメランと髪飾りの二手に分かれて制作活動を行いました。

その後は少年補導員が用意してくれたカレーライスをいただき，家庭菜園を趣味としているスクールサポーターが栽培したスイカでスイカ割りを行いました。続いて，声楽を趣味としている高校教員によるミニコンサート，インターネット安全教室も開きました。

少年，少年警察ボランティア，スクールサポーター，警察職員が一緒になって楽しんだ有意義な1日でした。

ところで，先ほど，愛知県警から少年鑑別所の心理検査についてお話がありましたが，宮城県警でも少年鑑別所と協定を結んでいます。

サポートセンターでは，保護者や学校から支援してほしいと相談を受けますが，誤った関わり方をしないように少年鑑別所の心理検査を勧めます。心理検査の結果を受け，「この少年にはこのような支援が適切である。」という助言をいただき，立ち直り支援活動を実施しております。

鑑別所の法務教官から「少年鑑別所では見立てはできるが，少年に対して具体的な支援ができない。警察で行っている支援活動を見学したい。」という申し出があり，年末の「だるま制作と餅つき」に参加していただきました。その際，法務教官から「警察には社会資源が豊富ですね。この資源を活用するから，少年一人一人に寄り添った個別的な支援は見事です。地域に根ざしておられるボランティアがさまざまな特技をお持ちだからできる支援ですね。」という感想をいただきました。少年警察ボランティアの皆さんには感謝しております。

非行の背景となっている認知や行動の仕方を変えていくためには，一人一人の持つ特性や問題性に応じた個別的な支援を行うことが大切だと思います。それらの問題を踏まえた指導，すなわち本人の特性に応じた指導が求められます。ですから，立ち直り支援活動はオーダーメイドでなければならないと思います。少年に寄り添うことが大切です。

支援に当たっては、活動自体が目的になることなく、対象少年の居場所をつくるのが目的でなくてはなりません。少年が支援の場を居心地のよい空間と思えるような居場所を提供することが目的であり、少年との真の信頼づくりがポイントとなります。非行を繰り返している、または繰り返す恐れのある少年は、私たち警察の者と関わりを持つことにより、裏切られないという信頼関係を構築できたら立ち直りが図れると思います。

少年に関係するさまざまな機関・団体職員が支援活動に参加することにより、少年がたくさんの人に見守られているということに気付くとともに、「裏切ることはいけない」と自覚するようです。

ここで、支援事例を紹介させていただきます。女子中学生2名に対する支援事例です。

少年A子は中学2年の夏、26回深夜徘徊で補導されました。つまり、夏休み中、毎晩補導されていたようなものです。

夏休み明けに化粧品の万引きで補導し、立ち直り支援を開始しました。A子は理容師の両親、母親と不仲な祖父母、小学生の弟の5人家族でした。A子は面接の中で、私に母親の写真を見せ、理容師になりたいと言いました。私は、「この子はお母さんが好きなのだ。」と確信し、A子に「理容師になろうよ。夢の実現のため、一緒に勉強しよう。」と学習支援を提案しました。

そのころ、A子はほとんど登校していませんし、登校しても勉強に付いていけないため、別室においてプリントを与えられていました。

学習支援は学力を付けるというより、学習に目を向けさせることを目的とし、簡単な算数ドリルを用意しました。

A子が初めて支援活動に参加したとき、そこに居並ぶ少年警察ボランティアを目にし、「この人たちは誰だろう？」とげんそうな目で見ていましたが、自分を温かく迎えてくれる大人だと分かるまでに時間を要しませんでした。

A子は、 $15+13=28$ という式ができませんが、筆算ができましたので紙を渡しました。根気強くボランティアの皆さんが教えて、最後に赤ペンで花丸を付けてあげると少年は、私たちが驚くほど喜びました。小中学校を通じて、花丸をもらえた経験がなかったのでしょうか。花丸というのは、A子にとって自分を認めてもらえた証でした。

勉強することで認められるという喜びを知ったA子は、必死で勉強しました。勉強は楽しいものと認知してほしかかったので、常に学習支援は30分ほどで切り上げ、終了後は少年補導員の皆さんが用意してくれた料理を囲んでおしゃべりです。A子の話すことを否定せず、ひたすら傾聴しました。祖父母が同居しながら家庭の味に飢えていた少年は、手づくりの料理をとっても喜び、

「この前のあの煮卵がおいしかったから、また作ってきて。」とか、「おいしいから弟の分を頂いても良い？」とお料理をパック詰めにして持ち帰ることもありました。次第に少年は「今度はいつ？早くして。」と催促の電話をかけてくるようになり、学習支援の場が少年の居場所になったのです。

赤ペンで花丸をもらう喜びを知った A 子は、勉強が楽しくなり、登校するようになりました。自ら校長先生に「勉強を教えて。」とお願いし、校長室での勉強会が始まりました。校長先生からは「本来ならば学校が勉強の楽しさを教えなければならないのに、教えていただいたボランティアの方々に恥ずかしいです。本当にありがとうございます。」と電話を頂戴しております。

支援活動が半年過ぎたころに少年が書いてくれた感想文を紹介します。「最初は勉強が嫌いだったけど、少しずつ好きになってきたかも。少年補導員さんがいっぱい勉強を教えてくれたり、ご飯をつくってきてくれたり、マジ感動かな。勉強がなかったら、こんなに変わることができなかったかもしれない。取りあえずうまく言葉にできないけど、一言で言う感謝でいっぱい。絶対裏切るようなことしないから、約束。」と書いてありました。支援者側はこの言葉に感動し、支援活動にますます力が入りました。

中学3年の後半期になると、A 子は本気で勉強に取り組みました。ボランティアも必死で勉強を教え、足し算も満足に出来なかった A 子が方程式も解けるようになり、無事高校に合格出来ました。

高校進学という目標の達成は、警察だけではできなかった支援です。少年警察ボランティア、学校の支援があったからです。各機関が役割分担し積極的に取り組んだことが相乗効果をもたらしたと思います。

A 子に対する立ち直り支援活動は、高校進学という目標を達成し1年半で終了しました。

2年後、少年警察ボランティアのカンファレンスにおいて、支援活動の中心であった少年補導員さんに支援活動を発表していただきました。その際、高校2年生になっていた A 子を招き、花束を渡してもらいました。A 子はステージに登壇すると、マイクを握りしめ「立ち直った少年というのは私です。感謝でいっぱいです。二度と悪いことをしません。」と述べたのです。

もう一方の女子中学生 B 子について紹介します。両親と弟の4人家族です。母親は、自分の都合だけで行動し、子どものことは二の次、三の次という状況でした。子どもには興味がなく、全く聞く耳も持たない状態で、父親は子どもを気に掛けながらも、自分勝手な母親に振り回され、子どもよりも母親が優先でした。B 子は家に寄り付かず、無断外泊を繰り返していました。それでも、学習支援の日は必ず外泊先から参加していました。参加しても、勉強している A 子の脇で

B子は爆睡していましたが、私は、B子がこの場を心地の良い場所、居場所になっているなら構わないと思いました。

しかし、その後もB子は家出を繰り返し、児童自立支援施設に入所しました。B子は施設の中ですが、何か関わりを持ちたいと考え、施設で開催される音楽発表会に少年の取り調べを担当した警部補と2人で参加させていただきました。警部補はベースが趣味で腕前も確かでした。私はB子がピアノを演奏するというのが分かっていたので、「私もピアノをしたい。私は右手しかできないからB子に教えてほしい。」とお願いしました。あえて、これまでとは逆の、少年が私に教える立場にしました。

私たちは、何度も施設に通って練習し、発表会が楽しみでした。

ところが当日、施設に着くと職員から「大変なことになりましたよ。B子の母親が突然来ないことになり、そのことを知ったB子は、『絶対ピアノは弾かない。参加もしない。』と大荒れです。」と聞かされました。私も必死にB子をなだめたのですが、無駄でした。B子が頑張った姿を見てほしかったのは、母親だったのです。母親から褒めてもらいたかったのです。またしても母親は少年を裏切りました。保護者や学校関係者が見守る会場に入ってくるB子は、靴のかかとをつぶして、横柄でふてぶてしい態度でした。反省文の発表も投げやりで、誰の目にも反省しているとは映らない態度でした。来賓として出席していた原籍校の校長先生が、「相変わらずだな。反省してない。」とつぶやいたのを聞き、私はいたたまれず、悔しさにいっぱいでした。

ところが、音楽発表が始まる直前に、父親が母親を連れてきました。母親を確認すると少年は満面の笑みになりました。母親は、先ほどまでのB子と同じように一番後ろの席にふんぞり返って座り、そっぽを向いていました。でも、B子は「ママが来た」という、それだけで満足し、何事もなかったかのようにピアノを弾き終えることができました。

施設を出た少年は高校には進学せず、父親が営んでいる解体屋でとび職として働き始めました。そこで、A子と同じように少年警察ボランティアのカンファレンスに招きました。カンファレンスでは、B子が入所していた児童自立支援施設の先生から、施設から巣立った少年に対する地域における支援についての講話をいただき、講話後、B子が施設での音楽発表会で演奏した『大切なもの』という曲をピアノ演奏しました

この『大切なもの』という曲ですが、施設で生活したB子にふさわしい曲だと思います。少しだけ紹介しますが、「くじけそうなときは涙こらえて、あの日歌っていた歌を思い出す。頑張れ、負けないで、そんな声が聞こえてくる。本当に強い気持ち、優しさを教えてくれた。いつか会えたならありがとうって言いたい」という歌詞です。B子の演奏に続いて、参加者一同でコーラス

しました。B子は出席者から温かい励ましの声援と拍手をもらい、「頑張ります。」と答えていました。

本事例でも紆余曲折はありました。私たちに慣れてくると、わがままや無理難題を要求することもありました。「お互いの家にここから泊まりに行く。親が許可しているから送ってくれ。」等です。夜遊びすることを分かっているが外泊先まで送って行くことはできません。弱腰にならず、毅然と指導しました。

支援活動に誘ったにもかかわらず、突然来なかったという意見を耳にすることがよくありますが、少年が来てくれなかったから失敗ではありません。少年とのやりとり自体に意味があると思います。「一人じゃないよ、地域で受け入れられているよ、地域みんなが待っているよ」というメッセージを与え続けることが大切だと思います。

少年も保護者も、抱えている問題も全て違います。それを丁寧に解決してあげるには、1つの機関だけでは絶対に無理です。1つの機関では点の支援に過ぎませんが、多機関が連携することによって面の支援になると思います。その面で少年を温かく包み込んであげることが出来たなら、きっと少年は立ち直れると思います。

私は「心をつかむ」をキーワードに支援しておりますが、全てのケースで出来ているわけではありません。本日も皆様方の御意見を聞かせていただき勉強して参りたいと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

穴倉：石原さん、実演も踏まえた熱のこもったご報告をありがとうございました。

それでは、第一部の最後に、埼玉県からの報告をお願いします。ご報告者は、埼玉県警察本部生活安全部少年課、課長補佐の瀬戸徹哉さんです。私たちは2019年7月に訪問をさせていただきました。

埼玉では、警察と教育委員会、児童相談所や福祉部局などとの間で活発な人事交流が行われており、重篤な虐待ケースなどを未然に予防していました。また、スクールサポーターについても非常に数が多かったほか、やはり警察OBと教員OBがおり、二人一組のペアで派遣されるという点が印象的でした。

それではよろしく願いいたします。

【埼玉県警からの報告】

瀬戸徹哉（埼玉県警察本部生活安全部少年課課長補佐）：まず、スクールサポーターの制度の前に、当県のサポートセンターの沿革というか、それだけちょっと簡単に説明します。埼玉では、

平成10年4月にまず県内4カ所に少年センターを設置して、平成17年4月から少年サポートセンターというふうに名称を変えて、現在に至っております。県内に4カ所ということで、この辺の人であれば聞いたことがある市かもしれませんが、まず県南部にはさいたま市です。左の下のほうです。それから、県東部が越谷市、県西部が川越市にある、県北部は深谷市にあります。

まず、埼玉のスクールサポーターなんですけど、平成14年に制度を開始していて、全国に先駆けて開始されたといわれております。最初は8名でスタートしております。これは彩の国5カ年計画というところで、中学校の非行防止根絶プログラムという施策がありまして、その一環として始めております。その後、増員を繰り返して、平成24年に最終的に40名ということになって、現在定員40名でやっております。

経歴につきましては、元警察官、または元教員ということになっています。元警察官が約8割、元教員の方が2割という構成です。教員の方については、小学校、中学校、高校のそれぞれの教員の方がいますし、中には校長先生の経歴を持っている方もおります。派遣方法は、男女ペアで活動しております、1ペアにつき2校を担当しています。活動方法は常駐型といいまして、朝、事務所に来たら、その後すぐに学校に行って、夕方まで学校で活動しています。

さっき、宮城さんのお話を聞いていて、やっぱり埼玉とだいぶ違うなというところがあったんですが、それは、埼玉の場合は派遣期間というのは大体1年半から2年になります。1回入ると、早くても1年ですかね。中には半年というのものもあるんですけども、長いと3年以上入っていることもあります。なので、宮城さんでは基本は1カ月というお話を聞いたので、随分うちとは違うなと思って聞いておりました。

平成14年から始めまして、現在、これは去年の10月までのデータですけども、739の中学校に派遣をしております。現在のところはまだ中学校だけとなっております。規定上は別に中学校だけじゃないんですが、もともと中学校の非行の根絶プログラムというところから始まっていますので、今のところは中学校だけなのです。

739というのはどのぐらいなんだろうというところなんですけど、一応、埼玉県内は400ちょっとの中学校がありますから、全部に行っているのかなというところ、そうでもなくて、やはり繰り返し派遣をしているところもあります。1回につき大体1年から1年半と申し上げましたけれども、1回そこで派遣を中止しても、また半年後に要請を頂いて、派遣をしている。だから、派遣をしている中学校については、もう既に3回4回と派遣をしているような所もあります。

スクールサポーターの主な活動内容になります。まずは、基本的には校内外のパトロールとい

うのが一番の中心になってきます。これは上の写真です。授業中や休み時間に校内を巡回して、校内の異常箇所の発見、生徒への声掛け、把握した内容を管理職である校長先生等に報告をするということです。本当に細かいところ、トイレのスイッチを押し込みなんてのはよくあるんですが、そういったこととか、ガラスがちよっと割れていますよとか、あるいは、「ここはちょっと危険だから、気を付けたほうがいいですよ」とか。私もこの業務をやっているうちにびっくりしたんですが、あめ玉のごみだとかガムのごみだとか、そういったことも細かくスクールサポーターが校長先生にご報告しております。

また、生徒の様子では、特に問題行動生徒の様子については、その日の顔色なども含めて小さいところまで報告しています。こういった報告が学校側からは非常に喜ばれていて、普段、授業だとか生徒対応に追われている教職員の目の届かないところまでよく見ていただいているということで、非常に感謝されているところです。

下の写真は登下校の指導ということで、朝や下校時間に、こういったところで教職員と連携して、登下校のあいさつ運動をやっております。特に、周辺地域で不審者情報だとか犯罪情報があった場合は、何日か連続してこういった登下校の指導を一緒にやっております。

次は、「生徒および保護者会への指導・助言」というのが上です。それほど多くはないんですけども、例えば学校から要請があったりとか、保護者が警察の人から話を聞きたいといったことがある場合は、要請を受けて相談に乗ったり、指導・助言をするんですが、基本的にはスクールサポーターだけでは対応させていません。学校の教職員を入れて、そこにアドバイスの警察職員としてスクールサポーターが入っているというふうな形でやっております。

下は、「非行防止、薬物乱用防止教室の実施」ということで、これは基本的には派遣されている中学校だけをスクールサポーターが担当しています。埼玉には非行防止指導班「あおぞら」と呼んでいる指導班がいて、女性の職員7名で対応しています。ただ、スクールサポーターを派遣している中学校だけは、サポーターがやるんです。

その理由というのは、やはりスクールサポーターは週に2回学校に行っていますから、学校の様子が非常によく分かるんです。ですから、その学校が今、問題になっているのは何かというところを、教職員と細かく打ち合わせをした上で非行防止教室をやっている、非常に効果のある教室にできるので、派遣校についてはスクールサポーターがやっています。

続きましては、派遣の流れです。まず管轄警察署、もしくは少年サポートセンターのほうでは、随時問題を抱えている中学校から相談を受け付けております。もちろん市町村の教育委員会を通じて相談を受けることもあります。また、警察安全相談を見ながら、どこか派遣を必要としてい

る中学校はないのかなど積極的に情報収集も行っています。

そういった情報収集をした上で、学校から相談という形で派遣要請を受けます。派遣要請を受けたら、その学校に行って調査をするんです。調査を行った上で、派遣検討会というのを開催します。この派遣検討会というのは、管轄警察署、それから各市町村の市教委、それから県教育事務所などの関係機関を呼んで会議を開くということになっています。その会議をやった上で、最終的にスクールサポーターを派遣するかどうかを決定するというふうな流れになっております。

次に、スクールサポーターの派遣検討会の中身ですが、まず、校長先生ですとか教育生徒指導主任等から現在の学校の状況を報告してもらいます。問題行動生徒の動向ですとか、非行グループの形成、校内における事件発生について、こういったことを報告していただきます。その後に、今度は学校を取り巻く環境としまして、学校周辺のたまり場の状況、それから PTA の対応状況、地域の協力状況、こういったところを確認します。

その後、参加している関係機関から、その中学校にスクールサポーターを派遣する必要があるのかどうなのかという意見を聞いて、意向を確認します。最後に、この時点ではまだ派遣を決定というわけじゃないんですが、派遣を決定した場合にはどういった目標を持ってやるか、例えば派遣の期間はどのぐらいにしようとかか、3年生がちよつと荒れているので3年生を中心にスクールサポーターが見守りをしようとかか、そういったことをすり合わせした上で、共通の目標を確認しています。

ここからは、「スクールサポーターの効果」ということで、お話をしたいと思います。スクールサポーターは、今、1年半から2年で、長くて3年というお話をしました。大体、派遣が終了するときに、必ず学校にアンケートをお願いしています。そのアンケートを見ると、派遣による効果は、生徒間、対教師暴力、器物損壊事案が減少、喫煙行為、怠学等の不良行為が減少したというようなことがあるんですが、私が一番注目したいのは、3番目の「組織的な指導方針や体制の確立」というところです。

これはどういったことかという、私が各派遣中学校に行った際に、必ず校長先生がこんな話をするんです。この組織的な指導方針や体制の確立というところでの話なんですけど、まず1つは、事案が発生したときに教員が非常に動けるようになったということなんです。要は危機管理意識が芽生えたということなんです。今の多くの先生は若い先生が多いと思うんですが、かつて非行化が非常に著しかった時代というのを今は知らない。なので、なかなかそういった危機感が無いということなんです。それはそれで学校が落ち着いているので、いい話なんですけど、ただ、いざ事案が起きたときに何をしたいか全く分からないというのがあるのだと言うんです。なの

で、そういったところを早いうちに、そういう事案が起きたときに目を摘まないと、学校が荒れてしまうという危機感がない。それが、サポーターと話をしていく中で、いろんな情報を聞いて危機感が芽生えてくるという、そんな話を校長先生はされます。

2 つ目は、スクールサポーターが来たことによって、管理職も含めて教職員間の情報共有が非常にスムーズになったということです。先ほどサポーターの活動の中で、それこそあめやガムのごみが廊下に落ちていたことさえ報告していると、スクールサポーターがそういった報告をまめにやっているのを見て、教員の中でもどんな小さなことでも報告しようというような機運が生まれるということなんです。派遣を終了するときに、上の生徒間暴力がどうのこうのというのが減るとするのは当然なんです、むしろ3番目のところをサポーターの効果ということで言われる校長先生が多いというふうに感じております。

それで、こんな話の中で、アンケートの一部をちょっと紹介したいと思います。これは3年間派遣した中学校の校長先生が書いてくれた、アンケートというのは、本来文章にしてもらわなければならない、チェック方式なんです、この校長先生は文章として書いてくださったので、これを読むとスクールサポーターの効果というものがよく分かるので、ちょっとご紹介をしたいというふうに思います。

「スクールサポーター制度は、非行問題・行動等で困っている学校への大きな支援として、われわれは大いに頼りにしている。本校では3年間にわたりお力をお借りして、正常な教育活動が展開できるようになってきた。この制度がもたらす効果は、生徒指導体制の見直しや具体的な対応、視点の多様化、警察との連携などであるが、大きく関係するのはスクールサポーターの実力や人柄であると思っている。いかに生徒の気持ちに入りながら、いけないことをしていることに気付かせるか。断固として譲らないことは譲らないか、校内の小さな変化を見落とさないか、教員には気付けない、学校が落ちていくにおいを嗅ぎつけるか、生徒からの信頼を勝ち取るか、これらのことは警察官としての経験に裏付けられた実力であろうし、学校という特殊な社会、中学生という揺れ動く時代を理解しているからなし得る対応であろう。本校はこれまでのご尽力に心から感謝を申し上げながら、スクールサポーターの皆さんとの別れが本当につらい。これは生徒も同じである」

今、読んだのがアンケートとして書いて頂いた文章です。

この中学校は約3年間派遣していた中学校なんです。学校側からの立場としてのスクールサポーターの効果というのが、とてもよく書かれているかなというふうに思いました。

以上で、私のほうのパワーポイントでの説明は終わりになります。スクールサポーターという

のは、警察と学校の懸け橋であるとよくいわれています。私もこの業務に携わって、その意味合いというのは本当に身をもって感じているところです。ただ、スクールサポーターは、先生と違った目線で学校や生徒を見て、先生と違った生徒との関わり方をしているので、そのすごい役割を発揮できているんだと考えています。

今回のテーマとして、「子供を守るための、警察を起点とした地域連携のあり方」とあるんですが、やはり私が業務に携わっていく中では、子供たちと関わりを持つ全ての機関が日ごろから顔の見える関係づくりをしていくというのが非常に大事なのかなというふうに感じているところがございます。

宍倉：瀬戸さん、どうもありがとうございました。スクールサポーターについて、学校からの評価というところも踏まえて、双方向的な観点から連携の効果について立体的な評価をいただきました。

以上で、第一部の各県警からの報告を終了させていただきます。JSTの石川プロジェクトに携わってきたときから感じていることですけれども、今まで連携というと、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会のような会議体のスタイルが基本でした。しかし、特徴的な取り組みがあるところには、そうした会議体がただあるだけということではなくて、現場の方の熱意ですとか経験値というものをいかに実効性のあるものにしていくかを大事にしています。具体的には、会議体によらないような形で、人事交流や、協定書の締結、また、今後出てくると思いますが、複数の機関が施設を同居させる近接型といった連携が行われているといったところが実情だと思います。

第二部ではこれらも踏まえて、こうした連携を実現するための諸条件をどう実現していくのかも含めパネルディスカッションを開催していきたいと考えております。

なお、休憩時間中に質問紙を回収いたします。可能な限りご質問を取り上げさせていただきますと思っています。

では、これから15分ほど休憩を取り、16時15分から第二部のディスカッションに移りたいと思います。

3 第二部 パネル・ディスカッション

宍倉：それではただ今より、第二部のパネルディスカッションを開始したいと思います。第二部は埼玉県のご報告者が代わりましたので、ご紹介をいたします。埼玉県警察本部生活安全部少年

課課長補佐の浦住健一さんです。よろしくお願いたします。第二部の司会は、前神奈川県警察本部生活安全部長で、JSTの研究の頃からWIPSSの研究にご協力いただいております江崎澄孝招聘研究員のほうにお渡ししたいと思います。では、よろしくお願いたします。

江崎澄孝 WIPSS 招聘研究員（関東学院大学法学部・国士舘大学法学部非常勤講師）：司会を代わりました。私は、本日登壇していただいている県の調査にも参加させていただいております。それから期間も経過しており、変更されていることもあり、A4資料で概要を一覧にしてあります。

パネルディスカッションの前に会場から質問をいただいておりますので、A4資料にないことを中心にしなが、アドリブで質問を取り上げたいと思います。時間の関係もあり、全部の質問にお答えできない場合もございますので、ご理解いただきたく存じます。

また、第一部の報告者と変わりました埼玉県警察からは浦住健一補佐に登壇いただいております。

はじめに、配布いたしました資料について、時間をいただき説明させていただきます。

警察組織についてです。本日のご参加者の中には多数の警察職員の方がおられますが、警察職員ではない方もそれ以上おられるので、警察組織を説明させていただきます。

日本の警察組織は、警察法という同じ法律によっている組織であり、全国の治安維持については同じレベルでなければならないため、警察庁による調整や指示が出されます。

ただし、国の機関の警察庁と47都道府県警察を別々の組織として、それぞれ公安委員会が管理するという形であって、警察庁組織図の管区局の下位に都道府県警察がぶら下がるということではありません。警察法の目的責務を達成するために存在はしていますが、都道府県ごとに環境は異なっているため、これから報告していただきますが、県ごとに違うものも存在しています。特に地勢的な条件がありますので、ご理解いただきたいと思います。新潟県は、日本海に沿って、縦長で北から過越、中越、上越となり、下越に警察本部があり、非常に広い範囲がカバーされています。組織的には、県警本部の中に生活安全部はあるが、総務部というがない。

次に、愛知県は、太平洋になりますが、知多半島等少し出張った所もあり、地理的には広い地域をカバーしなきゃいけないというようなことがあります。愛知県警は非常に大きな組織でありますので、生活安全部だけではなく、総務部というのが存在しております。

次に、宮城県警でありますけれども、東北の雄でありますので、東北の中で一番大きな警察です。先ほどの愛知県警やこれからご紹介する埼玉県警と比べると人数が少し少なくなりまして、警察官の定数は3,760人というようなことになっております。

埼玉県警は関東管区警察局内にございますので、非常に大きな警察本部でありまして、警察官は1万1,500人とされており、生活安全部だけでなく総務部も存在しています。

このような状況で、新潟県警察、宮城県警察に比べると、愛知県警察と埼玉県警察というのは非常に大きな警察組織だということをご理解いただきたいと思います。

次に、先ほど愛知県警の方からお話がありました刑法犯認知件数について説明いたしますと、昭和21年から統計を始めて以来、徐々に増加し、平成10年以降増加、平成14年には285万件になりました。いろいろな施策を推進した結果、平成30年に82万件ということになり激減しております。このように数値的には激減しているのですが、国民の意識として、安全という実感が無いということもあり、先ほどから報告がございましたように、児童虐待やストーカー、配偶者暴力、あるいは、子どもたちがSNSで何をしているのか分からない、サイバー犯罪が見えない、見えないけれども何か怖い、個人情報がかかれるんじゃないかというようなこと、あるいは特殊詐欺というような高齢者を狙った非常に卑劣な犯罪が発生しているというようなことがあるといわれます。それだけ、国民の治安に対する期待は大きいと思います。

ところで、日本は人口減少、高齢化の進展が著しく、一方、少年人口は大きく減少しているのですから、刑法犯少年の検挙人員も当然に減少しています。それも、成人の検挙に比べると激減というような状況です。私なりに解釈してみると、少年の刑法犯検挙については、万引きとか自転車盗が多かったのですが、少年が外に出てこない。どこで何をしているのかが見えにくくなっていて、旧来のような初発型非行というものが減少しているのだと考えています。現在、万引きは高齢者の犯罪です。また、暴行というような事件も高齢化しているキレる老人が多くなったのでしょうか。皆さん、お気を付けいただきたいと思います。

次に、ぐ犯少年ですが、資料にあるように「保護者の正当な監督に服さない」などの記載4類型をいいます。ぐ犯少年も年々減少しています。ぐ犯少年の処遇に関しては、これまで児童相談所に通告をしてきましたが、それに変化が起きています。今回は、詳しく取り上げられませんが、当研究所の矢作由美子招聘研究員の非行研究会における論文をご覧いただきたいと思います。

次に、警察が受理した少年相談の件数の推移については、新潟県からもお話がありました。保護者からの相談というよりも、少年自身からの相談、あるいは、この、その他の相談というところに学校からの相談があるのではないかと情勢にあります。

次に、いじめです。24年、25年、26年に事件検挙等が増加しておりますが、今は落ち着いたように見えます。しかし、実は違うかもしれないと考えています。いじめに起因する原因の調査によれば、大人社会でもパワハラとかいろいろとありますが、いい子ぶる、生意気、力が弱い、

無抵抗というようなことで、いじめられています。大人社会でのパワハラの内容と同じということだと考えます。

警察が取り扱った校内暴力事件は、平成 30 年度だけの単年度統計ですが、教師に対する暴力事件という半分近くであり、先生も大変だなと思います。最近、小中学校の教師になり手がいないのも分かりそうな気がします。警察によるいじめの対応については、学校教育であり、基本的な考えが警察庁から示されています。教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には警察として主体的に取り組むこともあるという書き方になっていますので、本来、学校や教育委員会その他で完結していただかなければいけないというところもあります。そこで、警察ではスクールサポーターというものを開始していますが、有効な位置を占めているのではないのでしょうか。

次に、警察から児童相談所へ通告した虐待については、身体的虐待や心理的虐待等ですが、中でも、心理的虐待が非常に多くあります。主には面前 DV のようです。面前 DV は、子どもの前で、親がドメスティックバイオレンスをして、そこで子どもが見ていたというようなことが多いといわれています。それくらい DV も多いということになります。

虐待の検挙について意外だったことがあります。身体的虐待は外見上分かりやすいのですが、性的虐待も 226 件もあることです。先ほど愛知県警からお話がありましており、親が子どもに対して性的虐待をするということがあり、成長に大きな課題を生ずると考えます。

警察における人身安全、児童虐待の体制は、人身安全対策課等という部署ができ、図表のような流れで、相談を警察署で受理いたしますと、警察署長に全てを報告、その指揮を受け、併せて警察本部と協力して対処するという形になっております。

警察署長をやりましたが、警察署長に幾つ責任があるのか分からないし、警察署長は、本当にやりがいがありますが、ものすごく大変な仕事です。法令、条例、規則などに、「警察署長は・・・」と記載があり、いくつの義務と責任があるのか分からないような仕事だと感じました。

話は変わりまして、被害少年の支援であります。ご質問の中にも、被害少年の支援をどうしているのかというご質問がございました。図のように少年サポートセンター、少年補導職員の方々を中心にして、警察署全体で被害少年の支援をしているというところでございます。

本日も、他機関連携がテーマですが、私は、連携という言葉について、このように考えています。連携という言葉は、行政用語として非常に便利な用語でありまして、何か困ったとき、例えば議会において「連携を強化してまいります」と言うと答弁として完結してしまうというようなことがあるのではないのでしょうか。役人の「検討します」は、やらないのと同じだと批判されま

すが、そういう意識では連携にはなっていないと考えます。

もっと、もっと、泥臭いものであり、きれいな論議ではなく、現場での対処なのだと感じています。そういう認識ではありますが、今、各県からのお話を伺うと、本当に真剣に大人が向き合っており、きっちりやっている所もあるのだというように思いました。

涙が出るような真摯な対応があるのだと、すごいなと思いました。

本日の連携は、いじめや校内暴力の対応と児童虐待への早期対応ということを話題として行きますが、幅広になってしまうので、「警察を起点」に、いじめ、校内暴力、児童虐待を中心にさせていただきます。

次に、私見であることをお断りして、警察と他機関との多機関連携については、今の通信のシステムと同じように、第5世代までであるのではないかと勝手に思い、図表にさせていただきました。

第1世代は、学校警察連絡協議会のような会議体と、警察官、あるいは少年補導職員と学校の先生たちとの人間関係によって行われていた世代があった。

次に、第2世代では、ハードルが高いと思われていた人事交流というのがあり、個人情報の保護の要請で、人事交流や人間関係だけでは解決できない、個人情報を何でやりとりしたんだというような真責任論に耐えられるように、学校と教育委員会が「警察連携制度」というような協定書を結んだということがあります。

第3世代ともいうものですが、福岡県福岡市や北九州市で行われているように政令市の児童相談所の中に警察の相談部分が入ってしまい、北九州市の施設の中に、児童相談所、警察、教育委員会も入って相談から実態へとワンストップサービスを行うようなものがあります。

第4世代としては、ネットワークのシステムを使ってリアルタイムに情報共有するということがあります。また、埼玉県、宮城県などでも行われているように。例えば、児童虐待の立ち入り臨検・捜索を共同で実施するための対処訓練を実施しているというようなことがあります。これらについては、VRを活用してこれらをできないかということで、調査研究も今は始まっているところでございます。

さらに第5世代になります。もっと早期に進展させなければならないのではないかと考えており、現在、研究にかかわっていますが、虐待に関する行政情報、直接は虐待とは関係ないが、乳幼児健診などを受けていない、就学説明などに来ていない家庭などについてAIを活用・分析し、ちょっと「おせっかい」方式で、「何かお困りのことはありませんか」と早期にかかわっていくことができるのではないかとこのものです。警察が虐待を認知する前に、あるいは児相が通告を

受ける前に、いろいろな情報の中から、危険、脅威を査定して対応することです。

それから、警察の相談でも、児相でも、ベテラン職員の方たちが退職していきますので、その方々のナレッジを共有したりすることが、第5世代としてはあるのではないかというふうに思っております。

ここからが始まりなのでございますけれども、事前の説明が長く申し訳ございませんでした。それぞれの県と議論していきます。

警察において、昭和38年に、「少年非行における警察と学校の連携強化について」という通達が発出されていますが、それは、都道府県警察の中で行われて施策の中で、効果的なものが、警察全体として連携の強化についてという通達になりました。

その後、第2世代の人事交流がありまして、学校連携制度、その他スクールサポーター制度は、埼玉県警においてスクールサポーター制度を開始したという流れになっていると思われます。

初めから少し意地悪な質問をさせていただきます。会場からも質問がございました。

警察庁は、平成29年3月、少年課長通達により、いじめ・非行・校内暴力といったことへの対応にはスクールサポーターの制度は有効である。都道府県財政当局に対して増員要求をするように通達されています。しかし、警察官の増員は、警察法に基づいて国からの一定の基準で配置を要求しています。令和2年度増員は沖縄県警に離島防衛隊という151人の部隊が出来上がるようです。

このように警察官は警察法に基づいて増員が行われますが、一般職員や非常勤の職員というのは警察法による縛りが無いものです。地方財政計画により、増員の必要性については通知しますが、県の財政によっては、増員どころか、削られる可能性すらあります。

そこで、新潟県警の金子補佐から非常に感動的なお話を伺ったのでありますけれども、調査票の中をご覧くださいますと、新潟県警の少年サポーターセンターの中で、スクールサポーターは2008年4月から15名がおられるということになってございます。民間からも採用されています。質問は、こちらの方です。

先ほどから、スクールサポーターがいろいろな業務をやっており、今までの警察であったらやらないような業務までやっており、期待も大きいと報告がありました。そうなると、他の警察の非常勤職員と比べてかなりハードな業務になっていて、もしかしたら、増員することになり定数化されても、そもそもOBが応募しないのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

金子：新潟県の実情を申しますと、実は増員をしたいんですが、そこまですごく難しくて。要は、県

の財源がかなり厳しいということです。増員要求を出しているんですが、全体的に削減となっているので、維持するのも今は難しいぐらいの状況なんです。なので、もし増員ということでスクサポの方を確保できるとなったときは、OBの方に声を掛けられると思うんですけども、現在されている方の様子を見ますと、確かに激務です。結構気を遣うし、大変だし。なんですけど、結構、その激務を、皆さんは生き生きと、すごくやりがいを持って、されているんです。という状況なので、意外と魅力なのかなというところもあるので、その魅力を知っていただければ、もしかしてなりたいという方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。性格的に合っている方もいらっしゃると思うので。

江崎：はっきりと申し上げて、非常勤職員でありますので、警察官であった時の給与の半分以下ですよね。非常に安い給料でかなり厳しいことをしなきゃいけないということになっちゃいます。例えば、増員ができたとして、どんな人が欲しいとか、それから、その人を選ぶために面接をしているとかいうことはありますか。

金子：面接はしていません。ただ、何でなんでしょうね、それなりの方がなるんですよ。適性といいますが、ご自身でやっぱり分かっていらっしゃるんでしょう。この仕事をやってみたい、自分で、向いているとかというのがあるんじゃないかなと思うので。

江崎：そうすると、OB同士で、「非常勤の職は何になる？」といったときに話し合っているかもしれない。

金子：かもしれないですよ。前になっていらっしゃる方のお話、今、現職の方でやっていらっしゃる方も、やっぱり情報収集はされていると思います。

江崎：そうしたら、あまり自分の能力を発揮できそうもないとか、あまり激務は嫌だなという人は来ない？

金子：と、思うんです。

江崎：大変答えにくい質問だと思うんですが、じゃあ、同じように、宮城県警からもお願いできますでしょうか。

石原：宮城県は財政が厳しいので、現在のスクールサポーター14名体制を今後も維持できるかというところと全く分からない状況です。

スクールサポーターの人気についてですが、少年警察を経験した警察官には人気があります。培った経験を生かしたいということだと思います。70歳になっても辞めたくないと言うサポーターもいますが、さすがに後進に道を譲っていただいております。子どもたちと触れ合うサポーターの仕事にやりがいを感じているようです。

教員 OB に対する面接は行っております。仙台市教育委員会と警察本部少年課における人事交流については第一部で説明させていただきましたが、派遣されている教員がスクールサポーターの業務を担当していますので、スクールサポーターにふさわしい教員 OB を紹介していただいております。

江崎：会場のからご質問がありました。中央大学の四方先生から、私と同じような疑問を持たれたというんですが、スクールサポートは各地で活躍されていると聞けけれども、少年警察の経験の少ない OB の中に、十分役割を果たせない人もいるのではないかと。そういったスクールサポーターの人選はどうしているかということです。新潟県では、どのようなことでしょうか。あまりスクールサポーターに向いていない人などいるのでしょうか。

金子：新潟県は生活安全部門でない OB の方がされているんです。意外と、逆にやったことのない分野での魅力を感じられるのか、現職の時には疲れたような感じで仕事していたような方でも、スクサポになったら生き生きするというようなお話を聞いたりもするので。スクールサポーターの方のやり方というのもそれぞれあると思うんですけども、子どもと直接接する機会の多い方もいらっしゃるし、それよりも学校の先生と、とにかく警察署との間を取り持つ役割をすごく頑張っている方もいらっしゃるの、それこそ、自分のやりがいそれぞれ見いだしていけるんじゃないでしょうか。

江崎：スクールサポーター人員が非常に多くいられる。最初にスクールサポーター制度をつくった埼玉県に対して、同じような質問なのですが、東京社会福祉士会の小林さんから、スクールサポーターの活動を伺って、ソーシャルワークの専門家であるソーシャルワーカー、社会福祉士を警察に行ったらどうかというようなお話もあります。これも含めて、警察官でスクールサポーターになり手がいるのか、あるいはどんな人がなっているのだろうか、ソーシャルワーカーとか社会福祉士は必要だろうかということについて、何かご意見はございますか。

浦住：埼玉県警は、先ほど、もう一人の補佐が話したように、40名のスクールサポーターで、この中身は、警察官 OB、もしくは元教員の方です。今までの申し込みの中で、そのような方が申し込んだということを聞いたことがありません。

あとは、質問にありました、そういう方を入れて対応するというのも県警のほうでは必要かなというふうに思っています。その点については、子どもに関わっている方ということで、間口を広げていきたいという部分は、県警のほうにも大いにそういう意見はありますので、応募があった時点でいろいろと検討していきたいと考えております。

江崎：新潟県では民間の方も入れているのですよね。

金子：はい、そうですね。

江崎：民間、先ほど、資格者で民間の方に見合う給料じゃないと申し上げました。大変、嫌な質問ですけどもいかがでしょうか。

金子：やっぱり、それでもやっておられるのは、やりがいを感じていると思います。

江崎：この件は、人事担当者でないと答えにくい内容ですよね。

金子：はい。分からないということで。

江崎：申し訳ありません。この程度でよろしいでしょうか。

石川：江崎さん、不規則発言で申し訳ないけれども、募集しているという話だけでも、募集案内というのは一般に公表されているのかどうか。そこに、例えば職歴を問わないとか、あるいは年齢を問わないとか性別を問わないとか、そういうようなことも入っているのかどうか。

金子：公募はしています。要件としては、確か教育に関わる経験うんぬんのような形で、何かしら。例えば、子どもに関わるような応募資格、要件が、確か示されていたと思います。

石川：さっきの社会福祉士なんか応募してきた場合に、それは応募要件に入るわけですね。

金子：社会福祉士ですか。

石川：特に児童福祉の。

江崎：たぶん、あまりそこまで厳格な資格要件を定めていないと考えます。公募要件でしょうか。

金子：私のほうが人事部でないので、申し訳ありません。

江崎：では、私は、神奈川県警で警務課長（人事総括）だったのでお答えしますが、非常勤の職員なので、そこまで厳格に、この資格がなきゃ駄目ということは決めておりません。警察官のOBから採用することを想定していましたので、新潟県のように民間の方を入れているという想定をしておりました。もちろん、学校への覇権になるので、先生OBを入れるということを想定はしていたので、民間の方をスクールサポーターにするという想定があまりなかったと思います。また、給与面などもあり、資格を前面に出して採用したいというのは難しいかもしれません。

石川：僕は仙台やら埼玉に行ってびっくりしたんだけど、スクールサポーターの中に教員だった人がいるという話。それで、それ以外の所でも、いろんな県を回ってきたんだけど、教員だった人を雇っている所はそんなになかったんです。だから、そういった意味では、2つの所は非常に新鮮に映ったの。裏を返すと、教員が来たときに、それは職種を問わずということでやったかもしれないけれども、教員がそうやって応募してくるには何らかの裏からの働き掛けでもない、なかなか教員は来ないんですよね。

江崎：元教員を採用しておられる県で、回答いただけるでしょうか。そのような、教員枠みたい

なのを設けて採用しているのか、あるいは手を挙げていただいて採用するのか、どちらでしょうか。

石原: 宮城県のスクールサポーターは埼玉県をモデルにしておりますので、同じように警察官 OB と教員 OB を半々の構成にすることが目標ではありますが、なかなか見つからない状況です。第一部で御紹介しました小学校の問題児童に対応した女性サポーターは中学校の教員 OB です。中学校の校長経験者のスクールサポーターから紹介していただきました。

江崎: 先生、よろしいでしょうか。なかなか、最初の思惑で、警察で非常勤職員を採るといふところの思惑と、それから、この少年サポートセンターでのスクールサポーターの活躍の思惑は、私がおもうには、要するに神奈川県警で人事担当をしていた人間として思うには、全く違う方向に行っているというように感じます。本当に子どもたちのために活動するようなスクールサポーターが多くなっている。われわれが考えていたのは、これから退職する警察官が多くなるから、非常勤の職もないとまずいよねというふうに考えながらつくっていたんだけど、違っていたということです。本当に機能し始めているというところがあって、とてもすごいなというふうに思いました。

少し別の視点から幾つかのご質問を頂きましたので。愛知さんの性被害者への支援についてのご質問を幾つか頂いておりますのでお話させていただきたいんですが。まず1点目は、矢招招聘研究員からですが、愛知県警の性病検査は、継続補導と考えていいのかということです。

内藤: 性病検査につきましては、被害少年支援の一環として考えていただければ結構かと思えます。

江崎: もう一点、社会福祉士会の中野様からですが、犯罪被害にならない被害者の支援が素晴らしいと思うと。ただ、被害児童の総数のうち、支援活動につながっているのが半数以下なのですが、支援につながらない理由とか背景がありますか。という質問です。

内藤: やはり、支援させていただくには保護者の同意が必要なんですよね。性病検査を勧めても断られる方も結構お見えになります。先ほども出ましたが積極的ではない保護者もお見えになりますので、全員が子どもの施策に同意していただけないんですけれども、積極的に声を掛けて、支援の人数を増やしていきたいと考えております。

江崎: 性被害の場合には、届け出が非常に少ないという部分もあります。刑法犯認知件数に現れない、届出がない暗数が多いといわれていますので、そこで少年の保護者に一緒に同意を得てというのはなかなか難しいのかなと思います。この愛知さんの取り組みはすごい取り組みだなと思いました。なかなか他の県ではまねできないのかなと思います。愛知県の場合には警察規模が大

きいので、退職されるOBもたくさんこれから出てくるんですが、定年が延長になって退職する人が少なくなった時に、愛知県のこの規模をどうやって維持されますか。

内藤：先ほども、スクールサポーターの活動ということで、埼玉県さんと、それから宮城県さんが聞かれて、学校に常駐するというお話を聞いて、なかなかすごいなと思いました。愛知県のスクールサポーターというのは、警察署に配置して、学校との連携を図るということが第一。学校で何か特異事案があった、そういう例があったということであれば、すぐに警察につないでいただくという役割があるんです。なかなか、学校へ常駐してというものは、今のところありません。これから、先ほどおっしゃったように、退職時代が来て、人員の確保が難しいんじゃないかなというところはあるんですけども、来年度以降は、一般非常勤職員という名称が会計年度任用職員という名称に変わりますが、どうもお給料が上がるようなお話になって、ボーナスも出るというお話になっておりますので、その面でもサポートして、募集をしていきたいと思っております。

江崎：難しいのは、警察の予算の中でも、人事費は他に流用も、他からの流用もできません。人件費総体の中でしか動けないものですから、警察官の給料をたくさん出すと、一般職員の人と差が大きくなってしまふこと、人件費見合いで非常勤が採れないなど、いろいろな縛りもあります。これから定年延長になっていくと一時的に退職する人が少なくなります。

私の個人的な意見でありますけれども、非常勤のスクールサポーターといった機能している非常勤については、できる限り、職員の方が70になったら退職させるのではなく、能力があり、ご本人が続けたいということであれば、続けていただくということもあるんじゃないかなと感じました。ありがとうございます。

石川：ちなみに、保護司さんは75。法務省は75だって言えば、警察庁は。

江崎：警察官OBの75歳まで継続採用は少し厳しいかもしれませんが。

石川：だって、サポーターでしょう？

江崎：現行の65歳を少しずつ延長することは可能かもしれないですね。ありがとうございます。

次のスライドは、少し強面も出しましたが、日本ではスクールサポーターという人がいるのですが、アメリカでは、皆さんから向かって右側の赤いベレーの人は、ガーディアン・エンジェルズというボランティアのメンバーで、警察官と一緒に高校を守っているのです。

この学校は高校です。アメリカでは、小中学生はスクールバス、高校になり免許を取ると車で通学してくる訳です。車の中なので、銃器を隠して入ってきてても全然分からない。

この学校で、銃の乱射事件が起きたので事件後に、警察官と一緒にボランティアが守っていると

いう図です。

もう一つの写真では、警察官のような人が立っています。こちらはロサンゼルススクールポリスという、正規の警察官です。アメリカには1万8,000ぐらいの法執行機関があるといわれています、公園だとか、公衆衛生ポリスとか、「何だ、それ？」というような警察官がたくさんいます。ロサンゼルスでは340人のロサンゼルス・スクール・ポリスが組織されているそうです。全高校には、キャンパス警察官という人がいて、交番のようにして警察官が常駐しています。日本では銃社会じゃありませんので、高校生がいきなりマシンガンを撃つなんてことはないのです。日本がいくら荒れているといっても、スクールサポーターでも何とか収められているので、良かったなという感じはしております。

次が、個人情報の高まりによって、昭和59年、福岡県の春日市という所で個人情報保護条例が最初に出来上がった。その後、川崎で個人情報保護条例、63年に個人情報保護法ができ、そして、平成14年に犯罪が激増した時に、文科省と警察庁は、「学校と警察の連携の強化による非行防止対策の推進について」、あるいは、19年12月に文科省から、「児童の健全育成に向けた学校と警察の連携の強化について」というような通知が出されております。

そして、31年の3月に、警察庁の通達で、「少年の健全育成に向けた学校および教育委員会との連携の強化」というようなものも出てきております。これは、学校・警察連携制度という情報交換等が絡んでいると思います。そこで、埼玉県にお伺いしたいのですが、県内の市町村数を見ますと、63もあります。警察は、公安委員会の管理の下に警察本部1個ですけれども、GHQがつくった教育委員会制度というのが教育部門では継続されていて63の教育委員会があるのかどうかわかりませんが、63もあつたら、この文書協定を結ぶのに、一個一個の市町村の教育委員会と結んだのでしょうか。その結ぶのに当たって、どんな課題とか、どんな困難があつたのか報告をお願いします。

浦住健一（埼玉県警察本部生活安全部少年課課長補佐）：埼玉県警では、平成15年12月24日に、学校と警察署との連絡等に関する協定書というものを結んでおります。これは、埼玉県教育委員会と政令市のさいたま市教育委員会、埼玉県警察本部の3者での3者で締結をして、翌年の2月1日から施行となっております。それを受けまして、各警察署と管轄する市町村でも締結しています。埼玉県には、今は39の警察署がりますけれども、39とその管轄している市町村で締結しています。

年数的には、先ほど申しました平成15年12月24日に本部と両教育委員会と締結しまして、平成16年の5月末までには全39警察署が市町村との締結が終了していますので、45カ月ぐら

いで全てが終わっているというところです。

期間が45カ月ぐらいで39警察署が全部の市町村と締結できたというところを見ますと、なかなか進まないとか、そういうことはなかったのではないかと感じております。

この協定の中で、特に連携が図れなかったとか、情報をもらえなくて困っているというような、そういう話は学校側や教育委員会から聞いたことがない状況ですので、かなり昔の協定の締結にはなりますけれども、連携や情報の伝達等はスムーズにいられていると考えております。

江崎：なぜこの話を聞いているかという、神奈川の場合、協定の締結の際には反対もあって各教育委員会の動きはあまり良くなかった。県教育委員会は、動いてくれましたが、早く動いたのは私立学校協会なんです。私立学校の場合、特に進学校では、自分の所に非行などあるわけがないというようなことになるのですが、生徒指導研究部会の先生方の中にもすごく熱心な方がおられまして、この方が、「県が駄目でも、市が駄目でも、私立が最初に結んでやる」と言って結んでいただきました。やはり、新規施策の推進には、キーマンがいたのですね。このキーマンの方と神奈川県警は、県の次に締結しました。

政令市教育委員会の中には、はなかなか結べない所がありました。結果として、大きな事件が発生してしまった後、最後になってしまったことがあります。

警察でも他の機関と協定を結ぶ際には、警察内部のように、警察庁通達でうまく行かないこともあります。ましてや文科省の通知では、自治体というのはなかなか動けないんだということもご理解いただけるのではないかと思います。質問しました。

次に、愛知県にお伺いしたいのですが、愛知県は、知多半島で学校の統廃合とかがございます。それから、また、会場からも質問がございましたが、自動車産業の関連の外国人の就労とか、外国のルーツがある子どもたちがたくさんいて、学校との問題がいろいろとあるのかなと思うのですが、文書協定について、どんな困難があったのでしょうか。

内藤：愛知県は、先ほどの学警連、埼玉県さんに遅れること約10年後なんですけれども、平成25年に、まず、政令指定都市の名古屋市の教育委員会、翌26年に愛知県の教育委員会、最後に、翌27年に、愛知県の私学協会と連携制度の協定を結んでいます。その後は、埼玉県さんと同じように、各警察署と54の市町村の全ての教育委員会との間で、平成29年までで全ての協定を締結しております。

先ほど質問にありましたが、外国人が多いというのは事実でございまして、ブラジルの方が一番多く住んでおるのが愛知県だそうです。いろいろと、言葉の問題ですとか、豊田市を中心とした自動車産業で働くお父さんお母さんがいてということで、豊田市ですとか豊橋でブラジル人

が多くて、ブラジル人学校も結構あるんです。そういうブラジル人学校と、文書協定ではないんですけど、昨年ブラジル人学校を対象とした子どもの安全教室というのを生活安全部のほうで行いました。豊田市にあるブラジル人学校に、子どもの犯罪、いわゆる被害に遭わないように、通り魔ですとか誘拐ですとか、遭わないようにするための教室および非行防止教室を実施しました。まだまだ連携は取れているという段階ではございませんが、そういった活動を通じて、そういったブラジル人学校と今後は連携を深めていけたらと模索している最中でございます。以上です。

江崎：愛知県は特殊な部分もありますよね。埼玉でもお同じように外国人がたくさんいる地域があると思うのですが、埼玉はいかがでしょうか。外国人の対応で、非常に苦慮するとか、学校との連携の中で難しいとかということはあるのですか。

浦住：今のところは、対応に苦労しているということは聞いたことがないです。

江崎：宮城県にも同じ質問です。協定を結ぶのに難しかったということがありますか。

石原：この協定は宮城が発祥の地と聞いております。平成14年に運用開始した「みやぎ児童生徒サポート制度」は、県の教育庁、政令都市である仙台市教育委員会、私学を所管している県の私学文書課と警察本部がそれぞれ協定を結び、その後、市町村の教育委員会と管轄警察署が協定を結んでおります。私はその当時、警察署に勤務しておりましたが、県の教育庁との協定がスムーズに運ばれてきましたので、特段苦労はなかったように記憶しております。

江崎：元生活安全部長からすると、難しい仕事に、大変申し訳ないなという感じがしないでもないところです。宮城県も市町村が35で、なかなか本当は難しかったんじゃないかなと思っています。ところで、新潟県も30の市町村があります。文書協定はどのようなことですか。

金子：新潟は、県レベルでは、平成16年の4月1日から運用を開始していますし、地区のレベルでは、同じ年の6月10日までに、全部の地区で運用開始しております。

江崎：そうすると、最後が、2004年にできているということでしょうか。

金子：しています。苦労した点は、現場からは私は聞こえてきませんが、実際はあったかもしれません。

江崎：私は、少年課にも勤務経験があり、協定を結ぶということはなかなか苦労したという記憶があります。学校や少年事件で、大きな問題が生じていけば、教育委員会の方も一緒にやりましょうという話になるのですが、やはり、教育委員会や学校と人間関係ができていないとうまく行かない。教育委員会の生徒指導の担当の方と警察側の両方がかなり緊密に連携していることが重要です。よく知らない、ただ名刺交換ぐらいで行ったのでは全然うまくいかないというのが実感

です。知っているという程度では、無理だなと思いました。

時間がなくなってきてしまったのですが、人事交流についてです。資料の表の中にも人事交流をされていると書いてございます。学校教育委員会の人事交流で、新潟県は県の生徒指導課いじめ対策室へ1名ということです。先ほど、いじめの問題の発生に対応していじめ対策室へ1名入っていると思われまして、ここは飛ばさせていただいてよろしいでしょうか。

人事交流については、役人の世界の中では3つの方法があります。出向とって、例えば、私は神奈川県警から警察庁へ行くときに出向という身分で行くと、神奈川県警を一身上の都合により退職いたしまして、警察手帳も制服も神奈川県警に返して警察庁に行く。警察庁に行ったら、警察手帳もなく制服もなく、ただあったのは通行証だけだったということがあり、警察官としては少々寂しい感じがしました。給料は国からもらいます。県警察の定数内ではなく、警察庁の定数の中に入ります。

県の中で同じように、出向という形を取ると、身分を変更して、受け入れ側が人件費を負担することになります。県庁のいじめ対策課に出向した場合は、公安職である警察官から行政職に身分換えするということになります。

派遣というのは、派遣をする側、例えば警察側が警察官の身分のまま、警察手帳も制服も使わないけれど持っているというようなイメージです。ただし、人件費を警察が持って教育委員会に行くというようなことになります。逆に難しいのは、教職の人が警察本部で勤務するときに、学校で学生に教えていないけれども教員の給料をもらうというようなことになります。任命権もそのまま、定数もそのままです。

兼務とって、両方の組織の身分を持っていて、警察手帳も持っているけれども一般職としても仕事するというようなことがあります。これを、両方の仕事を兼務するというような形になっています。給与は、派遣と同じ形になります。

愛知県にお伺いしたいのですが、資料を見ると、教育委員会の総務に、警部と課長補佐級の、結構幹部の人事交流が行われています。交流先が生涯学習課という所なのですが、なぜその生涯学習課なのでしょう。

内藤：生涯学習課で人事交流が始まったのが平成16年からだと聞いております。この時の書類を少し見直しますと、文言には、「学校における児童生徒の安全教育事業にかかる防犯対策の観点から、指導助言および配備等での防犯意識の啓発」という、長ったらしい文書が書いてありまして、現在では人事交流の中で、教育委員会との連携を図るためのパイプ役というのが今の主な仕事になっていると思います。今は教育委員会の方からは高校の先生が私のサポート係の方に2

年の派遣で来ていただいております。

この先生は、とても積極的な先生でございまして、ずっと、高校にいる時はソフトボールの部活を担当しておられました。私たち 50 代のおじさんは、教室には先生が立っていて、生徒がおとなしく聞いている、先生の話を一方向的に聞いているというのが常識だったんですが、この先生から、「今は、グループワークというやり方がありますよ。いわゆる、教室を小さなグループ 4~5 人でまとめて、そこでお題を出して、自分らで話し合っって意見を出しあう。こういう双方向の教室が今は普通なんですよ」と言われて、目からうろこが落ちました。その先生には、昨年非行防止教室マニュアルというのを作っていただきました。警察署の少年係員が、学校からの要望により薬物乱用防止をはじめとした非行防止教室をやるんですけども、少年係の捜査員は薬物をあまり触ったことがないんですよ。その、薬物を触ったことがない少年係員が、薬物の話を生徒の前でしてくださいと言われても、なかなかできないんです。若手の少年係員にとって苦手な仕事の中に入っていたんですけども、このグループワークという方式を使うと、やり易いんですよ。警察官が司会者をやり、学校の先生にもお手伝いをお願いします。それで、いろんな意見が出てくる。「友達から、こんな薬物があるけど使ってみないかと言われたどうする？」というお題を出すと、小学生でもいろいろ考えるんです。中には「僕はもう持っているからいい」と言って断るなんて面白い意見が出てくるんです。一方向的に聞くだけの講話だと右から左に流れて記憶に残らないけれども、自分で考えて意見を出す双方向の授業ができるというのを先生から教えていただいて、非行防止教室マニュアルを作ってもらい、県警全体で共有している状態があります。なかなかいい交流ではないかなと思っています。

江崎:それが警察官の教養にも生かせたらいいですよ。一方向的に上司が部下に示達するのではないものが欲しいですね。警察官の教育（教養）は、一方向的に上司がしゃべっているのを「うんうん」と聞いている。どこまで理解しているのかよく分からないという部分があるので、できたら、グループワークするといいいのかなと思っていました。余計なことを言いました。

会場の中から、新潟県に対する、いじめ対策係の質問です。キャラバン隊、いじめ防止教育など、警察以外にも既にやっているのですが、警察だからこそできる活動とか内容にはどのようなことがありますか。

金子:さっき申し上げました TT 教室と称して、教室の中へ入って担任の先生と一緒に授業するというようなところもそうですし、キャラバン隊のときもそうですし。学校の要請とか状況によるんですけども、制服で行くんです。制服で行くと、やっぱり子どもたちの反応が違うみたいなんです。いじめもいろいろ行為がありますけれども、犯罪につながるんだよというこ

ろで、警察的な立場で、そこら辺を強調してやっています。

江崎:新潟県にもう一つ質問していいですか。中央大学の四方先生からですが、少年院との連携の内容についてはどのような、出院後のフォローアップも重視しているということでしょうか。どのような連携を行っていますかという質問です。

金子:これは警察庁のほうから指示があったので、各県で全部かどうかはわかりませんが、やっているところだと思うんですけども。特殊詐欺に加担するような少年を出さないように、再犯を防止するような講義もありますし、出院してからも加担しないようにということで。神奈川県警が作ってくださった DVD を利用して、少年院に行き、警察の職員が少年たちに講話するという方式を今は採っています。

江崎:お恥ずかしいことではありますが、私が非常勤講師をしている大学でも、特殊詐欺に加担して捕まった学生がいます。そこで、学生らの認識を高めるため、「#ブラックバイト」と検索したら、どんなものが出てくるかを調べさせると、「先生、50万円というのがありました」、「ママ活というのがありました」というようなものが多数ありました。表面上に出ている検索だけでも、こんなにあるのかなという感じですけれども、明らかに高い報酬を払っているのは特殊詐欺を疑えといつてあります。少年院で特殊詐欺防止を中心に実施しているということなのですが、少年院で厳しい指導を受ければ再犯が少なくなるかもしれないですね。

時間もなくなってまいりましたので、児相との連携についてについて、残りの時間を取らせていただきます。児相との連携については、警察庁からもたくさんの通達が出ております。厚生労働省からは、紫色で書いておりますが、紫色は、厚生労働省から各都道府県に通知が出ております。

私は、「通達」と「通知」は、どのようなことが違うのか、興味を持ち、調べました。

国立公文書館の解説では、「通達」は、各大臣、各委員会および各庁の長官が、その所掌事務に関して、所管の諸機関や職員に命令または示達する形式のものをいう。「通知」というのは、特定人または不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為というようなことが書いてありました。では、国会質問を調べてみようと思いました。平成 23 年に、当時の片山総務大臣がこのように答弁しています。「政府が自治体に対して出す通知、これは 2000 年の地方分権改革以来、基本的には無効であります。場合によっては違法であります。あるとすれば技術的助言などがあります」と。つまり、厚生労働省が出している通知というのは技術的助言ですとされていて、何々をこのようにしなさいと、命令口調では書いていないということです。言っていないということ。

警察は、「通達」が普通ですが、警察は、先ほど説明しました通り、警察は、警察庁という国

の機関と都道府県警察は上下の関係にありませんが、同じように治安を維持している内部の機関として、内部の機関に対して指示命令をしているので、国民に対する権利や権限を侵害しているものではないと。だから「通達」でよいのだろうと私は解釈しました。金山先生や四方先生がどのように解釈されるか、時間がないので取り上げませんが、行政法の解釈問題です。では、「技術的指導」とは何かについて調べますと、地方自治法 245 条の 4 第 1 項に基づいて、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い、または措置を実施するように促したり、必要な事項を示したりすることだとしています。児童虐待に関しては、厚生労働省から通知が非常に多く発せられているのに、何ぞ、できていないのかと疑問に思ったことのひとつをお話ししました。

警察では、令和元年 10 月 1 日に警察庁の生活安全局長通達で、「児童の安全確保の最優先としての児童虐待の対応」を取りまとめ、資料の①、②、③のすべてを集約することとされています。都道府県警察ごとに特色はありますが、警察においては、児童虐待に対しては同一の歩調が取られているということになります。

会場からも質問がありましたが、次世代育成支援対策推進法ができて、子どもを取り巻く有害環境対策があります。子どもをめぐる SNS に関してどうお考えかという質問もたくさんあったのですが、時間の都合上で、最後に時間があつたら少しご説明をしていただきたいと思います。

本日は警察関係者も多数お見えになっていますが、その中に、「え？」と思う方がおられました。交通部門の方がお見えになっているのです。交通部門に関する子どもの安全については、安全な道路交通環境の整備ということで、学校周辺 30 キロ、生活部分のゾーン 30 とか、そういうものを作って、子どもの安全を守っていくとしています。また、それぞれの地域の警察官やボランティアをお願いして、子どもたちが犯罪の被害に遭わないように推進することとしています。神奈川県の大和市においてカリタス小学校のスクールバス集合場所が襲われたということがありました。そういうことのないようにしていくとございます。それから、きょうお話がたくさんありました、被害に遭った子どもの保護、それから児童虐待の防止というのが、次世代育成支援対策法というのに定められたということになります。このように子どもを守るといふことは、警察部内でも関心が高いということでもあります。

では、児童相談所との連携について、これから少し時間をはしょってまいりたいと思います。埼玉県にお伺いします。埼玉県は比較的児童相談所との連携が早く行われているというように思います。教育委員会の関係では人事交流の他が行われているのですけれども、県警から、埼玉県とさいたま市に出向していて、児相には OB が行っているようでもあります。

県とさいたま市に送っている警察官の階級と、出向先でどんなことをしているのかというのをお聞きしたいと思います。

浦住：先ほどご紹介のあったとおり、埼玉県は、福祉部こども安全課という所に警部1名の出向で、平成27年から出向しております。もう一つのさいたま市のほうも、子ども未来局という所に警部1名を出向ということで、平成24年から出向を開始しています。

県の警部については、県の行政職という身分と、あとは、中央児童相談所の役職とを兼ねており、県庁職員として、県の児童相談所は7つあるんですけども、取りまとめの事務職的なこともやりますし、中央児童相談所の身分も持っておりますので、児童相談所のどこかに自ら行って話をしたり、助言をしてみたり、あとは、管轄の警察署と直接話をしたりしています。さいたま市の警部については、児童相談所に直接入っておりますので、児童相談所の職員の方がやるようなことを全て取りまとめて活動しています。

江崎：浦住補佐は、警察官として、とても柔らかい雰囲気なので、児相に行っても児相の職員と思われるかもしれないのですね。ところで、埼玉県には7つの児童相談所があるように思います。7つの児童相談所の全部には対応できないですね。

浦住：そうですね。全てには対応できません。

江崎：そうすると、どこかの児相で問題があるとか、例えば一時保護するとか、親が騒いでいるとか、そういうことがあったら対応に行くわけですか。

浦住：県のほうは、7つの児相に警察OBがそれぞれ2名ずつ配置されておりまして、県の予算で、県の職員として働いております。さいたま市のほうは警部が、直接入っていますので、警察OBはいません。警察OBが2名、それぞれに入っている14名の方で一時的には対応していただきまして、それでもちょっと対応できない重篤な案件で、保護したほうが良いのではないかと思います。必ずつながりが来まして、県警少年課や県のこども安全課とか、署と児童相談所だけではなくて、県警本部と県の主管する課で直接話し合って、判断をどうするかというのを助言や意見を行い、なるべく子どもの安全を図るという対応を行っております。

江崎：なるほど、すると、警察官OBがそこの児童相談所にいることによって、一時保護の同行だとか、保護者が奪還しに来て騒いでいるとか、そういうときにはその警察官が後ろ盾になっているとか、場合によっては、直接、対応するということですか。

浦住：そうですね。そういうのをメインとして採用しています。立っているだけでだいぶ違うというようなことを聞いています。もちろん口も出しているとは思いますが、効果は全然違うということです。親御さんから聞き取る内容も、子どもを育てる親世代よりも上の方になり

ますので、経験値や存在感だけでもだいぶ違うということを聞いております。

江崎：やっぱり、元警察官ということ、雰囲気で相手には効くということですね。

石川：すいません。埼玉は、それはいつ頃からやっていたんですか。

江崎：埼玉の対応ですか。

石川：いや、その兎相に、OBを2人ずつ。

江崎：配置されていることについてですね。

石川：というのは、JSTで研究をやっていた時に、札幌が、私が強引に、JSTのほうから、社会的実装をしてもらわないと困るというのはせっつかれたんですよ。高いお金を払っているんですからという。私の理解ですが。すごく、もう少し柔らかく書いてあるんだけど、何か一つ考えてくれよというようなことを、いろんな所に、横浜もそうだったけれども、北九にも。そうしたら、札幌は、警察官のOBを中央兎相に、あれは札幌兎相でしょうか。

江崎：札幌兎相だったと思います。

石川：に、置いたんですよ。それで、どうもありがとうございますということを言ったのが、あれが何年だ。

宍倉：2017年。

石川：2017年ぐらいの話なんですけど、その前からこんなことをされていたという？

江崎：どうですか。兎相へ警察官を配置したのは何年ごろか分かりますか。

浦住：配置したのは、定かではないんですが、本当にここ数年です。14人になったのも、2～3年ほど前で、その前はその半数しかいませんでした。その前は、警察OB枠というよりは、先ほど言った、教職員の方がスクールサポーターになるような感じで、何かのついでで引っ張られたという方は1人2人はいたようですが、あくまでもOB枠ということではなかったようです。

江崎：再度通達の資料を出しましたが、平成18年の9月ごろかと思います。児童家庭総務課長通知の中に確かあったように思えます。また、厚生労働省子ども家庭局の通知の中では、警察官OBを児童相談所に採用するよというよいう通達が入っていたと記憶しております。

石川：他の県警はどうか聞いていただけますか。

江崎：では、愛知県はどんな状況でしょうか。

内藤：平成23年4月から、政令指定都市の名古屋市の中央兎相と西部兎相に、警部補を1名ずつ派遣しておりました。平成30年に新しく3カ所目の東部児童相談所というのが、3カ所目ができて、そこにも1名を派遣して、計3名の警部補を派遣しておりましたが、ある程度の目的は達成できたのではないかとということで、平成31年4月1日からは、警部補1名を中

中央児童相談所に派遣をしております。

OBにつきましては、名古屋市の中央児童相談所に2名、西部児童相談所に1名、東部児童相談所に2名、計5名の警察OB。県の児童相談所につきましては10カ所あるんですけども、そこにおきましては5名配置し1人当たり1カ所から3カ所児童相談所を担当し、業務に当たっております。業務の内容としましては、児童虐待ケースにつながる保護者との面接への同席ですとか、一時保護における立ち会い、移送、それから、不良行為や虐待に関する調査業務、それから警察署との連絡業務に当たっております。以上です。

江崎：愛知県は、ホームページでこの10カ所の県児相と市の児童相談所があると思いますが、中央児相の他に、西部と東部の児相の3つになっているのでしょうか。

内藤：はい。平成30年に増えました。

江崎：資料表示では、中央児相と西部になっていますけれども、東部児相も増えているということです。修正をお願いいたします。

同じ質問を、宮城県にいたします。宮城県児相が3つと仙台市児相が1つなんですけど、同じ質問でいかがでしょうか。いつ頃から派遣しているのかわかりますか。

石原：平成30年度に現職の警部補を県の中央児童相談所に1名を、令和元年に残り2カ所の児童相談所に警部補1名ずつを派遣していますので、現在、県の児童相談所3カ所に1名ずつ計3名の警部補を派遣しています。政令都市である仙台市には現職の警察官を派遣していませんが、警察官OBを採用しており、令和2年度には現職の警察官が派遣される予定です。

江崎：警察官のOBが派遣されている人たちというのは、業務というか任務というのが、例えば一時保護とか、奪還に来たときに対応するとか、そういうことまでやっておられるのでしょうか。

石原：はい、個別の虐待ケースへの対応、虐待ケース全般にわたる警察との連絡調整、児童相談、威圧的、暴力的な保護者への対応を行っています。ただし、OBの場合は夜間の勤務はございませんので、一時保護所の対応はしていません。

江崎：OBは夜間の当直体制はしていないということですね。

石原：していません。

江崎：複数配置されている所は、夜間の当直はしているのでしょうか。例えば埼玉県はいかがでしょう。

浦住：当直はしていません。

江崎：当直はしていない。そうすると、警察と24時間のコンタクトは取れないというふうに。

浦住：はい、取れないです。

江崎：愛知県は、どうでしょう。

内藤：児童相談所に警察官は当直はしておりません。夜間に緊急で把握した事案につきましては、署もしくは警察の方に通報がありましたら、人身安全対策課という部署が24時間体制で対応しております。その人身安全対策課に、昨年の秋から少年課から1名ずつ警部補が1人泊まって3交代しております。その警部補が児童虐待事案に関して判断し、警察署に指示を出しております。

江崎：児相の職員の方々では難しいとか、怖いというような感じがあると思うのですが、そういうものに警察OBは役に立つのだらうなと思います。宮城県は、よろしいですか。

石原：大丈夫です。

江崎：新潟県は5つの児相がありますが、いかがでしょうか。

金子：現在は、県の児相1カ所に警察OBの方が1名と、政令市である新潟市の児童相談所も1カ所にOBの方が1名おられます。元々は、他の児相にも、配置されていました。平成21年に、新潟市の児相にOBの方が行ったのが始まりだったんですが、現在は2カ所の児童相談所に1名ずつのOBの方ということです。

江崎：2カ所の児童相談所というのは、どこどこになりますか。児相が5つありますよね。

金子：県のほうは新発田児童相談所です。

江崎：4番目の所。

金子：あとは新潟市の児相です。

江崎：だんだんと時間がなくなってきてしまいましたので、会場からの質問がありまして、少し難しいかもしれませんが、申し訳ございません。日本大学の金山泰介先生からです。4月の体罰全面禁止に向けた取り組みはどのようなものかというご質問です。新潟県から答えられますか。体罰禁止法への対応について。

金子：すいません。新潟県は、主管が、子供女性安全対策課のほうに動きまして、少年課のほうではやっていないのもありまして、そういう理由で。

江崎：難しい質問なので申し訳ないです。では、愛知県はいかがでしょうか。

内藤：人身安全対策課のほうで対応しています。体罰による事件となると被疑者が大人、被害者が子どもとなりますので、刑事部が人身安全対策課の方で対応することになるかと思います。申し訳ございません。

江崎：宮城県はいかがでしょうか。

石原：同じです。

江崎：警察の中でも部署が分かると、公開の場で、推測も、こうですというのはお答えしにく

いかと思います。金山先生、よろしいでしょうか。ご勘弁願ってよろしいですか

石川: また不規則で申し訳ないけれども、現職が入っているものは宮城だったっけ。愛知ですか。宮城も入っている？

石原: 現職も入っています。

石川: 現職がね。警察官のOBであろうと、現行犯で暴れているやつだったら、これは現行犯逮捕できますよね。そのときに、私は体が大きいだけのあれだけれども、元警察の方は、大きいばかりじゃなくて何らかの柔術を身に付けているから、まず100%に近い確率で違てきちゃう。そういった場合はOBでもいいんだろうけれども、現職を派遣することのメリットというのは、OBと比較した場合のメリットというのはどこにあるとお考え？

江崎: 埼玉県は、どうですか。

浦住: 情報共有になると思います。各施策ですけれども、以前は、向こうは向こう、こっちはこっちで、何を考えているか分からない部分があったのですけれども、派遣することによって、お互いにパイプができたことで、協定を結ぶというような話もスムーズに進みました。あとは、協定後の情報共有システム構築の話もうまく話し合いが進んだということを実感しております。

江崎: 愛知県は、いかがでしょうか。

内藤: 現職警察官が行くことによるメリットは、先ほどおっしゃったように情報共有というのはあるんですけれども、警察と児童相談所との合同訓練というのを頻繁にやるようになりました。愛知県では、モデルハウスや展示場等の場所をお借りいたしまして、家の中に、子ども役、お父さん役、お母さん役というのを設置しまして、そこで警察官、児童相談所、児童相談所が先頭です。児童相談所が臨検、警察官が支援という役割で子どもを一時保護する訓練なんかを計画的にやっております。

江崎: 宮城県は、いかがでしょうか。

石原: お二人のお話と全く同じで、情報共有がまず早いです。事件化の検討や司法面接の事前共有が素早いです。また、児童が家庭復帰する場合に、的確に役割分担ができるところがメリットです。

江崎: なかなか難しいご質問でした。児童相談所との文書協定につきましては、資料にご覧いただけますように、それぞれ結ばれております。次に、協定書だけではなくシステム連携ということも行われておまして、1つ、新潟の情報共有に関する取り決めというものが県のホームページから見つかりましたので、これをご紹介します。収めたいと思います。

児童相談所から警察へ提供する情報については、警察から照会があった児童の過去の対応状況

も含めて可能とされています。それから、虐待により重大な結果が生じている恐れがある事案など、一時保護の必要性が高いものについても、児童相談所から警察へ提供することとなっています。保護者の抵抗が強い事案や、通告後の安全が48時間以内にできないというとき、一時保護や施設を退所して家庭復帰する被虐待児童、その他、その後の対応についても提供すること、その他、児童の安全確認に関する必要な情報についても提供するというふうになっていて、この新潟県のホームページから見ると、かなりの量の情報が提供されるということになってきています。

一方で、警察から児童相談所へ提供する情報というのは、もちろん通告の前段で警察が当然虐待の疑いが高いというように覚知しているわけですね。児童相談所から援助要請があった児童のこと、それから、警察が虐待を覚知した児童、その他、児童の安全に必要なことと書いてあります。

金子補佐がお答えできるかどうか、さっき留保されたので、お答えいただけるかどうか分からないのですが、情報提供を行う場合、他県は、本部の少年課または人身安全対策課と連絡を取っていることになっていますが、新潟県の場合は、警察署と連絡すると書いてあります。なぜ、警察本部ではなく、警察署なのか、その辺りは分かりますか。

金子：これは私の想像なんですけれども、より早く情報提供、情報共有するためのものだと思います。本部を介している、その時間も惜しいというぐらいではないかなと思います。

江崎：私も司会をするにあたって、他の県についての情報共有の取り組みや締結をした文書について調べたのですが、実はホームページから見つからなくなってしまったのです。これまでは見えていたものもあったのに不思議なことに、最近は見えなくなっているのです。

愛知県では、このように書いてあります。愛知県は非常に分かりやすいです。

児童相談所から警察への情報提供については、児童虐待通告として受理した全ての事案について、児童の氏名、生年月日、市町村名、状況も教えていただけます。警察から照会を受けた場合に、当該児童による取組状況、取扱い状況、支援の措置というところまで教えていただける。警察から児童相談所への情報提供については、児童の安全確保に資すると思われるものを提供するというふうになっていまして、共有の方法もホームページ上に出ておりました。この児童通告として受理した全ての事案について、児童の氏名、生年月日、市町村、状況等については、毎月定期的に、愛知県健康福祉部児童家庭課から愛知県警本部の生活安全部少年課に対して、1カ月分まとめて提供されるということが分かりました。

宮城県ではホームページから文書が検索不能でした。ただ、児童虐待の防止に対する情報共有に関する協定が30年7月5日に行われたということだけが載っておりました。

最後ですが、埼玉県警では、7つの児相や支所が把握した児童虐待情報データベースを県警が検索することができるシステムが出来上がっております。

このシステムの運用に関して、いろいろと反対のご意見もあるようです。

差し支えなければ、住所、氏名、生年月日と通告歴と書いてありますが、これ以外の情報はありますか。また、それ以外の情報、例えば、児相内での、ケース会議やアセスメントし情報を警察として必要でしょうか。

浦住: そこまでは。

江崎: 必要ない？

浦住: ない。

江崎: 必要ないですね。

浦住: はい、ないですね。

江崎: 警察としては、そんなに細かい情報までは必要ないということですね。

浦住: そうです。

江崎: つまり、その人が過去に児童通告を受けているか、受けていないかとか、一時保護されて解除されたかということだけが知ればいいのであって、中身に関する詳細な内容までは知らなくてもいいということですか。必要がないという。

浦住: そうですね。

江崎: 警察から通告する際には、ある程度の情報は警察活動で把握できていると思います。また、捜査が必要であれば、少年部門ではなく、捜査部門が手続きにのっとって必要なものだけを入手するので、児童相談所内での意思決定経過や個人情報は不要ということですね。

浦住: そうです。

江崎: 情報交換については、児童の生命と身体を守るために限定するということで、危惧されるような情報入手ではないということですね。このような児童虐待のシステムが今は出来上がっています。

次は、神奈川県システムです。埼玉県の場合には、県庁が児相からの情報を、データベースを作りまして、このデータベースに対してアクセスする方式のようです。神奈川県のシステムの情報共有化システムですが、県児相、川崎児相、相模原児相、横須賀児相と結んでいます。中核市は、全国に58市ありますが、その中で独自に児童相談所を設置しているのは、横須賀市、金沢市と明石市の3市です。今後、東京23区にも児童相談所を設置するなどの予定があります。神奈川県では、県児相、川崎児相、相模原児相、横須賀児相とをLGWAN（地方公共団体の情報共

有化システム)を使って直接アクセスして、それぞれの児相が持っているデータベースにアクセスするようです。その場合は、警察本部の人身安全対策課が少年育成課員のみアクセスできることとなっています。このデータは、捜査には活用しないということになっており、子どもの安全確保という行政目的のためだけに使うということになっています。横浜市児相は、残念ながらシステムではなくて、横浜児相に警察官 OB がおりますので、24 時間電話により照会が可能ですので、システム化はされていないということになります。

愛知県でもシステム化を検討されていると思うのですが、いかがでしょうか。

内藤: 大体、県から月に 2 回、名古屋市からは 1 回、システムで、児童相談所に通告された事案について全件共有ということで、情報共有がなされております。平成 30 年につきましては、愛知県から情報提供された児童虐待の全件通報のうち、警察が把握していたのは約半数ということで、警察の認知していない部分についてデータベース化しています。

江崎: こうしたデータベース化については、いろいろとクリアしなきゃいけないことがあります。時間があれば、ワンストップサービスについても議題としたかったのですが、私の時間調整の不手際でございまして、この部分についてはご紹介だけとさせていただきます。

同一建物に同居しているのが福岡県福岡市子ども総合センター、いわゆる児相の中に警察の少年サポートセンター、教育委員会、常駐の弁護士さんがいるワンストップです。それから北九州市の子どもセンターについては、児童相談所、少年支援室の機能の一緒になった施設、専門スタッフが入っていますが、ここの中に警察の少年サポートセンターが含まれています。先ほど、少年サポートセンターについていろいろとお話をさせていただきましたが、警察内部にセンターをつくらなくて、相談をしやすいように民間のビルを借りたり、県や、そういうシステムを、県等の施設をお借りしたりしているということがございます。これは、地方分権一括法の前には財政法上の問題があつて、県の機関が市の機関に入るというのは地方財政法違反ではないかというようなことについて疑問を呈され、なかなか実現できないということもあつたようですが、地方分権一括法の進捗により、目的が同じなら一緒でもよいのではないかと、使用料などの応分の負担をすれば良いということになっているようです。

さて、本当の最後になりました。愛知県と県警が、臨検・捜索の共同対処訓練を実施したということが報道されておりました。今、私が関わっている研究の中で、緊急対処訓練について、VR—バーチャルリアリティーを活用してできないかということを考えております。そうならば、今は、事件想定を作り対処するというのですが、VR では、現場や現物、現実を見ながら展開していくこととなりますので、いつでも、どこでも訓練ができるのではないかと考えています。第 5 世

代の報告の中で、警察が通告をしたり、児相に通告されてから立ち上がるのではなく、行政の情報の中から、もっと前に脅威査定（リスクスコアリング）ができるのではないかと考えています。膨大なデータの分析は、AIを活用することによって可能になるのではないかと考えています。もう一つは、警察の世界でも同じですが、ベテランの職員の方たちが退職していきます。児相も施設を増設、職員を増やすことはもちろん必要です。しかし、初心者ばかりになっても困ります。訓練や経験則が特に必要だと思いますので、ベテランの職員のナレッジをシステム上で蓄積活用しなければならぬということではないかと考えています。どうやってそのシステム上に表すことができるかを考えたいと思います。例えば、システム上に「この人の脅威が高いですよ」、「優先順位はこのようです」ということを教えて、それを人間が判断して、通告になる前に対処することができないのかというような研究に参加しております。何部か資料を持ってきておりますので、もし必要な方がおられましたらご覧いただければと思っています。

いろいろと多数のご質問を頂きながら、私の不手際でうまくいかないことがあり申し訳ございませんでした。また、4つの県警の方には、無理難題の質問もぶつけましたが、ご勘弁願います。

本日は、ありがとうございました。